

平成 2 3 年舟形町議会  
第 2 回定例会々議録

舟形町議会

# 平成23年舟形町議会第2回定例会々議録

招集年月日 平成23年6月7日  
招集の場所 舟形町議会議場  
開 会 6月7日 午前10時03時 議長宣言  
応招議員

1番	佐藤 勇	6番	大場 清之
2番	奥山 謙三	7番	野尻 益夫
3番	斎藤 好彦	8番	叶内 富夫
4番	佐藤 広幸	9番	八 歙 太
5番	加藤 憲彦	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ  
出席議員 応招議員と同じ  
欠席議員 ナシ

## 地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
副 町 長	豊岡 信尋	地域整備課長	矢野 正
会計管理者	高橋 明彦	総務課財政管財班長	叶内 範夫
総務課長	高橋 剛	教 育 長	伊藤 孟
健康福祉課長	伊藤 廣好	教育委員会次長	伊藤 幸一
産業振興課長	渡辺 晴美		

兼農業委員会事務局長

## 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松田 清司 主 任 大場 由美子

## 町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	報告第2号 平成22年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
2	報告第3号 平成22年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について
3	議案第30号 平成23年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について
4	議案第31号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
5	議案第32号 舟形町立学校設置条例の設定について
6	議案第33号 舟形町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第34号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第35号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第36号 舟形町監査委員の選任について

議員提出の議案の題目

- | No. | 件     | 名                  |
|-----|-------|--------------------|
| 1   | 発議第5号 | 哀悼決議について           |
| 2   | 発議第6号 | 舟形町議会まち活性化特別委員会の設置 |

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

2番 奥 山 謙 三      6番 大 場 清 之

平成23年6月7日（火）  
平成23年第2回定例会第1日目  
午前10時03分開議 欠席無し

**議長：** 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から平成23年第2回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

尚、6月定例会は全員協議会の申し合わせによりまして上着を脱いでも良いことになっております。脱着につきましてはご自由をお願いを致します。

**日程第1**

**議長：** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名します。2番奥山謙三、6番大場清之君の両名を指名します。

**日程第2**

**議長：** 日程第2 会期の決定についてお諮り致します。

**8番：** 会期の日程につきましては、7日から9日までの3日間をお願いします。

**議長：** 只今8番議員より、本日7日より9日までの3日間との発言がございました。異議ありませんか。  
(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって会期は3日間とする事に決定致しました。

**日程第3**

**議長：** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

**日程第4**

**議長：** 日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

**日程第5**

**議長：** 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

**町長：** それではみなさん、おはようございます。

本日は、平成23年第2回6月定例町議会を召集しましたところ、何かと、公私共にご多忙の折、全議員のご出席を賜り誠にありがとうございます。今年の冬は、近年まれに見る大雪となりました。2月2日には堀内地区で最大積雪量221cmを記録するなど、果樹の枝折れや、農業用パイプハウスの倒壊など、甚大な被害が多数しました。4月に入っても融雪が進まず、田畑は雪に覆われた状態が続きました。毎年4月29日に行われている舟形中学校の運動会も1ヶ月遅れの開催となりました。融雪による農地や水路、河川等の災害は比較的少ないようですが、3月11日と4月7日に発生した2つの大きな地震や、その後の余震の影響等により、若あゆ温泉周辺の法面に土砂崩壊の大きな被害をもたらしました。台風の影響や梅雨時期に入り長雨が予測されますので、河川やがけ地、農地等の巡回パトロールを実施し警戒を強めていきたいと思っております。大雪の影響で、春先の農作業の遅れが心配されています。田植え時期も平年より、1週間から10日間の遅れが出ているようです。梅雨前に台風が上陸するなど、不安定な気象が続いていますが、田植え作業時期の天候が、収穫に大きく影響を及ぼしますので、苗の生育状況について、農業技術普及課の助言を受けながら、農家への適切な指導に努めて参りたいと思っております。

舟形町の春の風物詩としてすっかり定着しました「松橋観光わらび園」が昨年より1週間程度遅れて、先月の29日に開園しました。当日の悪天候にも拘わらず、開園を楽しみに待ちわびていた360人が訪れました。県外からの来園者も多く、思い思いにワラビ採りを楽しんでいました。生育状況も例年並みとのことで、これから本格的なシーズンを迎えますので、町民の皆さまにも自然の恵みであるワラビ採りを堪能して欲しいと思っております。

3月11日の東日本大震災発生から、まもなく3ヶ月が経過しようとしています。津波被害が広範囲に及んだことや、福島第一原子力発電所の事故が併発したり、市町村の行政機能が喪失するなど、地方自治体の機能そのものが著しく低下し、復旧作業や復興計画に困難をきたしている状況にあります。政府は、未曾有の震災への緊急対策として、4月28日に第一次補正予算が提出されるまで、被災地への食糧等の支援や、自衛隊の災害対応経費、被災地のガソリン等燃料不足対応経費、応急仮設住宅設置経費など、6回にわたり総額1,182億円の予備費の支出を行っています。連休半ばの5月2日に一般補正予算として東日本

大震災関係経費、4兆153億円が可決成立しました。補正予算が被災地の一日も早い復旧に向け、有効に運用されることを期待しています。町の対応として、3月30日から4月5日までの1週間に亘り、延340人のボランティアの皆さまの協力を得て、おにぎり5,200個と、町民の皆様から提供して頂きました支援物資等を被災地の石巻市に届けました。被災者の受入れにつきましても、現在7家族、32の方が町営住宅やコテージで避難生活を送っています。一番多い時には60の方が舟形町で生活を送っていました。避難者への食事の提供につきましても、舟形町食生活改善推進協議会から1ヶ月間に亘り、延べ100名の会員の方から協力を頂きました。長期間、食事の準備に携わって頂いた会員の方に感謝したいと思います。被災者の生活を支援するため、現在2名の方を緊急雇用対策事業として雇用し、若あゆ温泉内の仕事や町内の環境整備の作業に携わっています。物資等の提供や職員の被災地への派遣、避難者の受入れなどを今後も継続して支援して参りたいと考えています。復旧・復興には長い年月が必要と思いますが、県や最上地方町村会とも連携して被災地への支援活動に尽力して参りたいと思います。

第17回統一地方選挙の後半として、4月24日（日）に舟形町議会議員選挙の投開票が行われました。当日有効者数5,169人、投票率が87.39%と前回の町議会議員選挙の投票率より0.19%増加しました。13市町村議会議員選挙の中で、唯一投票率が上回った市町村は舟形町だけでした。期日前投票者数も前回に比べて901人と3倍近くに増加しています。日頃からの選挙啓発活動や有権者の町政に対する関心の高さが今回の投票率に結びついたものと思います。選挙が適正に無事故で執行されたことに対して選挙管理委員会を始め関係者の皆さまに御礼を申し上げたいと思います。

舟形町議会議員選挙の開票作業の終了後の午後10時30分過ぎ、警察から町内の高齢者が行方不明になり、家族から捜索の要請が出ている。との連絡が入りました。加藤消防団長と協議し、消防団幹部と地元の消防団員で自宅の周辺を中心に午前0時過ぎまで捜索活動を実施しましたが、発見には至りませんでした。翌25日（月）午前5時から町消防団員60名と最上広域消防本部、新庄警察署の合同捜索を新庄市、大蔵村管内まで拡大し、防災ヘリコプターの協力を得ながら正午まで行いましたが、発見することは出来ませんでした。その後、夕方近くに福寿野地内で無事に発見され保護されました。健康被害もなく元気な様子に安堵しました。深夜の捜索や早朝からの捜索活動に出動して頂きました、町消防団を始め関係機関に心から感謝を申し上げたいと思います。

ここにきて、政局が一気に緊迫の様相を見せています。東日本大震災の復旧対策や、原発事故の収束に対する政府の対応の遅れなどから、菅内閣への不信感が高まり、衆議院において野党から6月2日に内閣不信任決議案が提出されました。投票の結果、否決されましたが、政権与野党内部の意見の相違や野党からの厳しい内閣退陣要求など、今後も政治の不安定な運営が続くものと思われます。早急な震災対応や国民生活の安定のため、今こそ政治の力を存分に発揮して、この難局を乗り切りたいと強く望みたいと思います。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、3月定例議会以降の主な行事等について、行政報告を申し上げます。

一つは、西堀町内への消防団の設置についてであります。西堀町内会にとりまして長年の懸案でもありました消防団が、舟形町消防団第3分団第22部として正式に設置されました。横尾敏幸部長以下12名体制での出発となります。4月3日（日）に、西堀公民館前の広場で、町内会長や町内役員が見守る中、（財）日本消防協会から寄贈された「多機能消防ポンプ車」の贈呈が行われました。新たな消防団の結成により西堀町内会の火災予防活動や防災活動に積極的に取り組み、地域の信頼と安全を目指して欲しいと期待しています。

2つ目は、若あゆ温泉の法面崩壊の対応についてであります。4月7日の地震の影響で若あゆ温泉の南側の法面が崩壊する災害が発生しました。応急工事として町単独事業でH鋼と矢板で仮復旧を行いました。本格的な復旧工事につきましては、県の関係機関と協議した結果、県が事業主体となり「急傾斜地崩壊対策事業」として復旧工事を行うことになりました。温泉の利用客もたくさんおりますので安全面には特に配慮して工事にあたって参りたいと思います。

3番目が、山形県災害地広域支援隊派遣についてであります。今回の東日本大震災で被災した自治体は、行政機能に大きな被害を受けました。避難所の運営や災害復旧作業も加わり、被災自治体職員の担う事務量は膨大なものがあります。これらの状況を鑑み、山形県では県職員4名と市町村職員1名の5名体制で、山形県被災地広域支援隊を5部隊編成し、4月11日から職員派遣による支援活動を実施しています。本町

では、県の派遣計画に基づき、5月2日から4泊5日で岩手県山田町に1名の職員を派遣しました。業務内容は、避難所の食事の提供や仮設住宅の支援活動等となっています。2回目の派遣は6月25日から29日までの4泊5日となっています。派遣先は前回同様、山田町となっています。

4番目としまして、地方自治経営学会研修大会についてであります。5月12日（木）、13日（金）の2日間、東京明治大学を会場にして地方自治体経営学会研究大会が開催されました。この大会は会長が片山総務大臣が主宰するもので、全体的なテーマが「統一地方選挙を終えてこれからの新しい地方自治の方向」に基づいて、一つが東日本大震災の復興と地方の役割、2番目は地方主権、自治法改正、首長と議会、3番目は社会保障費の拡大と消費税率のアップ問題、4番目は新しい農山村づくりにビジネス発想を、5番目自治体の経営に民間人の視点を、6番目は超高齢・少子化で「人口半減社会へ」等の具体論のパネルディスカッションが行われました。特にこの度の大地震の教訓では、自治の力が極めて大きく、自治は今後どんどん変化していかなくてはならない、との意見が多数あり、地域の人々がお互いに協力しあって助け合い支えあう事の大切さ、自治の力、自治の機能いわばコミュニティ機能の充実や役割が議論されました。

5番目としまして、保坂世田谷区長との懇談についてであります。4月24日に執行された世田谷区長選挙において5人が立候補し、保坂展人（のぶと）氏が初当選されました。就任間もない5月19日（木）に世田谷区役所を訪問し、保坂区長と懇談する機会がありました。世田谷区と舟形町は児童交流学習会を通じて25年間の長い交流の実績があること。世田谷区民まつりや代沢小学校、山崎小学校の地域のイベントへの参加を通じて、世田谷区民と友好拡大にも努めていることなどを話し、世田谷区と舟形町は強い繋がりがあることを理解して頂きました。今後の交流について、共通の理解と認識を得ることが出来ました。区長から「舟形町を訪問してみたい」との言葉もありました。

6番目に、舟形町立小学校統合準備委員会の開催についてであります。5月20日（金）中央公民館で第2回目の舟形町立小学校統合準備委員会が開催されました。新小学校の校名、校歌、校章について協議され、学校名については、219通の応募があり「舟形町立舟形小学校」として承認されました。校歌については佐藤栄起氏（元山形県音楽教育連盟会長）と佐藤文昭氏（山形県音楽教育連盟会長）の両名に、校章については加藤良哉氏（山形県造形教育連盟役員）に依頼することが承認されました。

以上6件についてご報告申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件は、報告2件、一般会計補正予算及び特別会計2件、条例の設定1件、条例の一部改正等3件、人事案件1件、以上9件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちまして、ご決議賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

尚、3月定例議会以降の主要行事につきましては、次頁に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

**議長：** これで行政報告は終わりました。

## 日程第6

**議長：** 日程第6 発議第5号 哀悼決議について議題と致します。事務局朗読。

**事務局：** 議案提出書。平成23年6月7日。舟形町議会議長 信夫正雄様。提出者 舟形町議会議員 叶内富夫。賛成者 舟形町議会議員 加藤憲彦、同上 野尻益夫、同上 大場清之。

発議第5号の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

**8番：** 発議第5号 哀悼決議について。上記に関し、別紙決議案により決議されたく、会議規則第13条の規定により提出します。平成23年6月7日。提出者 舟形町議会議員 叶内富夫。賛成者 舟形町議会議員 加藤憲彦、同上 野尻益夫、同上 大場清之。

趣旨説明。 去る5月16日に元舟形町議会議長 伊藤道五郎氏のご逝去されました。今日ここに平成23年第2回定例会を開催するに当たり、謹んで哀悼の意を表します。

顧みるに、伊藤元議長は昭和34年、舟形町議会議員に初当選されて以来、6回の当選を果たされ、昭和58年に退任なさるまで、長きにわたり町政の発展にご貢献されました。その間、数々の役職を歴任し、昭和56年4月30日から昭和58年4月30日までの2年間は第15代議長の重責を担い、すぐれた見識と熱意をもって、議会運営にご尽力されました。ここに、生前のご功績を讃え、ご遺族並びに舟形町の前途に限りなきご加護を賜りますことをお願いし、一言蕪辞を連ね、もって哀悼の言葉と致します。

哀悼決議（案）。伊藤道五郎元議長のご逝去を悼み、謹んでご冥福を祈る。以上、決議する。平成23年6月7日。舟形町議会。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑を終結します。討論を省略し、これより発議第5号 哀悼決議についてを採決します。原案の通り決定する事に賛成の方は挙手お願いします。挙手多数です。よって発議第5号は原案の通り決議することに決定致しました。

#### 日程第7

**議長：** 日程第7 一般質問を行います。順次発言を許します。4番佐藤広幸君。

**4番：** まず初めに、今年3月11日に起きました東日本大震災におきまして、お亡くなりになった皆様に、慎んでご冥福をお祈りしますとともに、今尚被災地におきまして不自由な生活をされている皆様方にお見舞いを申し上げます。では質問をさせていただきます。

働ける環境を整備し雇用を増やせと題しまして、一般質問をさせていただきますと存じます。総務省統計局が発表した平成23年2月分の労働力調査によると就業者数は6,211万人で前年同月に比べ26万人の増加、雇用者数でも5,475万人で前年同月比47万人の増加となっています。労働者が増えている主な産業は卸売、小売業。宿泊、飲食サービス業などが増加しています。全国的にみれば少しずつではありますが雇用労働の場が数年前よりは改善してきていることが数字上では表れてきていることとなります。しかし、舟形町ではそれを実感するには至っていない状況です。多くの町民が働ける職場が無い、仕事が欲しいと言っている声が聞こえてきます。特に20代や30代の年代層に多く、全国の年齢別失業者数の統計では完全失業者数302万人中25歳～44歳までの失業者が143万人とほぼ半数を占めていることを見ても、如何にしてこの年代層の雇用の場を増やし労働者を増やすかは今後の舟形町発展の最重要課題と考えています。

そこで、町では失業者数の把握や対策はどの様に行っているかを質問します。

また、私の考える就労対策として近隣の職場のみに限らず山形市などの村山地方や仙台宮城までも通勤圏内に入れていく施策が必要だと考えます。そこで、職場までの通勤費の補助を行い少しでも多くの方に働きに出やすい環境を整えることが必要であることを提案します。以上でございます。

**町長：** 4番佐藤広幸議員のご質問にお答えします。

今年の4月に総務省が出した2月分の「労働力調査」によりますと、議員の発言にもあったように、全国的には就業率が56.2%となっており、就業者数は6,211万人、前年の同月対比で26万人の増加となっております。内訳は、雇用就業者が5,425万人、自営・家族従業者が711万人となっております。また、産業別の増加をみますと卸売や小売業、宿泊業、飲食サービス業が増加し、逆に製造業、建設業、農林業が減少傾向となっております。1日も就業しない、所謂完全失業者数であります。4.6%の302万人となっております。

こうした数値を見る限り、雇用環境がやや上向き状態にあるということになりますが、3月11日に発生した東日本大震災のあった3月期の有効求人倍率をみますと、悪化傾向となっているようであります。

厚生労働省の3月期の有効求人倍率(季節調整値)ですが、倍率が0.63倍となり11ヶ月連続で改善傾向にありましたが、一転して新たな問題として、新規求人数と新規求職者がともに減少するという推知が出てきております。新規求人数が7.1%減の60万4,426人、新規求職者数が6.6%減の61万6,025人と大幅に減少した数値となっております。

しかも、この減少は関東や東海地方に及んでおり、東日本大震災の被災企業とその取引企業の活動が停滞したことや計画停電の影響によるものとみられていますが、やはり震災の影響が雇用に暗い影を落とし、労働市場を縮小させたことを示しています。

また、新庄最上管内の3月期の有効求人倍率を見ますと、倍率が高いのが専門的・技術的職業の1.62倍、その他は軒並み低い数値となっております。内訳は、管理的・事務的職業が0.23、販売の職業が0.95、サービスの職業が0.76、運輸・通信の職業が0.25、技能工・製造業の職業が0.21、その他職業0.20となっております。全体で805名の求人に対して1,857名の求職者となっており、求人倍率は平均で0.43倍となっております。

もう一つの調査結果になりますが、「事務所・企業統計調査」では、平成18年の数値ではありますが、舟形町の事業所数が297ヶ所、従業員数は1,764人となっております。この数値は、10年前と比べると事業所数で83箇所、従業員数で376人が減少していることとなり、こうした背景には過疎、高齢化、不況による事業の縮小、合理化など様々な環境の変化が働いておりますが、いずれにしても厳しい状況となつ

ております。

まず、ご質問の「失業者の把握」であります。専門機関である新庄公共職業安定所からの情報をもとに、市町村、県、各関係機関からなる「最上地域雇用関係連絡会議」の中で、情報交換を行いながら実態を握しているところであります。

次に、「雇用対策」についてのご質問であります。舟形町でも山形県の「雇用安心プロジェクト～雇用機会2万人の創出～」に呼応しながら山形県並びに他市町村、関係団体とともに協力しながら雇用の確保や拡大を図っているところであります。具体的には平成21年度からの県の基金事業を活用し、雇用対策に取り組んでおりますが、ふるさと雇用、緊急雇用、重点雇用、人材育成事業の4つの交付金をもとに事業を進めているところであります。

ここで若干、昨年度の事業を説明させていただきますが、まず、ふるさと雇用では、舟形町振興公社で1名、JA新庄もがみで2名、計3名の雇用を行っています。チャレンジ実践塾開設や加工品開発、ねぎの産地づくりなどの取り組みをこの事業で行っております。

また、緊急雇用では、幼保小中連携指導、児童交流事業、学校図書整理などの教育分野で9名、観光情報発信や商工業振興分野で2名、重点雇用は農商工観光の連携、水産業の振興など、所謂6次産業の推進で10名、学校関連で5名の計15名の雇用、また、人材育成事業としてスポーツ指導員や介護指導員養成、園芸栽培技術習得などで16名、その他、役場の事務筆耕や河川公園の管理などで7名、合計で昨年度は延べ52人の雇用を図っております。同様に、平成21年度は72名、平成23年度は28名の雇用となっております。合計で3年間で158名となっております。

また、新たな雇用も施設の整備や拡張によって生まれつつあります。その一つが、(有)マッシュルームであり、加工所の整備や規模拡大によって、現在43名の雇用から6名が新たに雇用される予定であり、介護老人福祉施設“ほなみ”の設置により23名の雇用がありますが、更に本年度の増床工事により10名程度の雇用が見込まれます。また、ねぎの産地づくりによる選果場整備では約40名の雇用が見込まれると予定しております。

更に、7月から猿羽根山体験学習館の指定管理になるNPO法人「東北エコリサイクルネット」のノウハウを活用した雇用の拡大、例えばBDF（代替えバイオ軽油）や食材提供事業などの新たな起業による雇用なども期待しているところであります。

その他に、平成21年から実施している新パッケージ事業により世田谷区代沢小学校や山崎小学校の保護者を対象としたネット販売の研修、園芸セミナーなど、農商工観光の6次産業の基盤づくり事業としても取り組んでいるところであります。

このように、国や県の助成事業を活用しながら町内の経済団体とともに多種多様な事業を展開しておりますが、更に、こうした活動を力強く進めて参りたいと考えております。

具体的には4つの施策を重点的に取り組みたいと考えているところです。

まず、1番目として企業誘致であります。トップセールスによる企業訪問や既存企業への定期的な訪問などを展開していきたいと考えております。

昨年、ウツシカワソーイングに代わる会社としてTICを誘致し、現在、新規採用者3名も含め22名が働いておりますが、こうした誘致活動も県とタイアップしながら、更に進めて参りたいと考えております。そのための支援策として「企業誘致及び雇用促進補助金」や「誘致企業紹介奨励金」、「町財産の特約譲与、無償貸付制度」などの支援策をPRしながら粘り強く進めて参りたいと考えております。同時に、平行しながら最上8市町村と山形県が一体となった企業誘致活動を引き続き、福田山工業団地、横根山工業団地をフィールドとして行って参りたいと考えております。

2つ目として、公共施設等の管理運営であります。NPO法人への委託と併せ、若い人達の雇用が図れるように管理形態を検討して参りたいと考えております。

3つ目として、農業からの起業や雇用の確保ですが、先程も申し上げましたが、ねぎ産地づくりに伴う雇用、マッシュルーム生産拡大に伴う雇用、食品加工や特産開発に伴う雇用の拡大など、6次産業を進めるなかで雇用の拡大を図って参りたいと考えております。

4つ目として、農業の振興であります。おかひじきや山形地鶏、行者ニンニク、小松菜、メロン、うりい、トルコキキョウなど、新しい作物を取り入れた施設園芸が生まれつつありますが、今後とも、土地利用型農業も含めた農業振興による就業やそのための支援を積極的に行なって参りたいと考えております。

議員指摘のとおり、勤務地も隣接市町村から村山市、天童市、遠くは山形、酒田、鶴岡まで通勤する方もおり、更に、高速交通網の整備に伴い1時間圏内で通勤できる範囲も広がってくるであろうと考えられます。議員提案の職場までの通勤費の補助であります。本来、この手当は企業の経費であり、町税による支援する内容とはいささか異なるものであらうと考えます。

むしろ、行政としては舟形町に住居、定住するという施策に重点をおき、今年4月からスタートしたビナス定住推進交付金や在来工法交付金、若者定住支援交付金、子育て支援交付金などの支援を積極的にPRしながら定住事業を進めて参ります。

今、佐藤議員から提案して頂きました様に、多くの方々から積極的なご提案を頂きながら、雇用促進のために最大限の努力を図って参りたいと考えております。

**4番：** ありがとうございます。町もこの内容を聞かせて頂きまして、大変な努力をして雇用創出に努めているという実感をしております。但し、私が質問をさせて頂く部分というのは、町での雇用に集中する、これは町政としては当たり前の部分ではあると思えますけれども、集中しすぎて光の当たらない部分で働いている方がいるというところに光を当てたい訳です。それが町外へ仕事をしに行かなければならないという状況、或いはそういう技術が必要とする企業が町外にある、或いは遠くにある、山形市や仙台にあるという、やはりそういった方々に対しての支援というのが一つ盲点になっていると感じたので一般質問をさせて頂いた訳です。この点を改善していけば、まだまだ雇用者を増やすことが出来ると私は考えているんです。そこをまずは集中的に質問させて頂きたいと思えます。要するに、私が考える町での雇用対策というのは町外雇用創出といかに町外での雇用創出の場を人を送り出してやれるかという2つの政策が必要だと考えているんです。この2つの政策が合った時に益々雇用の場は増大し、失業者の減数が出来ると私は確信しています。

そこで町長にお伺いしたいと思います。今町長から答弁して頂いた内容は、まず見事にと行って良いほど町内での雇用対策だと思えます。そこで、町長としては、町外への職場に出られる方、こういった方々をどのように思っているのか、或いはそういう職場があったら出たいという方々に対して支援が出来るとすれば、どういうことが出来ると考えているのか、或いは全くそういう考えがないのか、まずその点を質問させて頂きたいと思えます。

**町長：** 今、佐藤議員からも色々通勤手当という含みの中でご質問がありましたけれども、今現在の舟形町の取り組みというのは、雇用を先ず創出するということがあります。この質問は去年、一昨年からありますが、例えば、今ウツシカワの方に20数名おりますけれども、ウツシカワが倒産した時に山形県と調整を図りまして、山形県の補助金、国の補助金、それから舟形町の補助金この3つをセットしたような形で、トップセールスをやった経過もあります。この中で、例えば工場の規模にもよりますけれども、この3つの国、県、町、町の方は800万円です。支援金が、800万円+固定資産税3年間無税というふうなことを打ち出しながら、後は国、県の助成金を合わせますと6,900万円+ $\alpha$ なんです。6,900万円+ $\alpha$ というのは税金です。税金を加算しましょうと無税にしましょう3年間。実は東京、それから大阪、奈良の方にコンタクトを取りまして、かなりの方々から来て頂きましたけれども、その時の企業の方々曰く、舟形町で800万円+ $\alpha$ というのは聞いたことがないと。これは私もそんなに多くは無いのかな、或いは少ないのかなと思ひながら、ある優秀な企業では町独自で800万円というのはなかなかないですよと、是非来たいということで、99%良いところまでいったのですが、なかなか難しい面がありまして断念した経緯があります。このようにして、雇用を創出するためには、やはり企業の誘致というのは町民の願いでもあります。これは第6次基本構想を創った場合に、1,179件の要望事項がありましたけれども、かなりの部分で企業の誘致を支援しようと、定住を促進して欲しいという面が数多くあったと思ひます。これからも議会の方でも、今年の3月でしたか、まちづくり活気、このまちづくりの特別委員会の答申にもこの企業の誘致というものが議長さんの方に答申されているように思ひますので、これらを踏まえて今政策推進室の方で、担当課、或いは担当係の方、或いは政策推進室のトップが副町長でありますので、今その辺をもう一度見直しております。土地も無償で提供するというような思い切った施策がないと、なかなか企業が来ないであらうと。それからもう一つが、十人十色で、一人は縫製が良い、或いは男子型が良いと、色々この企業の中の要望は千差万別、多種多様であります。これを整理するのは難しいなと思ひながらも、先程言った通りにこの企業の誘致というのは力点におきたいと。

もう一つは、答弁の中にもありましたけれども、福田山工業団地なんです。今ここ14区画まだ余ってお

ります。この福田山工業団地を満杯にしましょうと私も2年前から提案しているのですが、なかなか目処が付かないという状況でありますけれども、この14区画につきましても、新庄市でも1億円出しております。これは土地の買収でしたか最大で1億円を出すということで、そこに8市町村がプラスしてやる施策もあるのではないかと考えております。と申しますのは、今あそこに既存の企業がだいぶありますけれども、そこに舟形町からも約90名の方々が福田山工業団地に通勤しております。ですから、一つのが舟形町独自の企業誘致の面と、それから2つ目が福田山工業団地、或いは横根山工業団地、8市町村が団結してそこに誘致するという2通りで考えております。

それから佐藤議員が言われますように、この広範囲に1時間ルートになりますけれども、所謂質問の通勤者という面でありますけれども、これは今すぐこうであるという考えは持ち合わせておりませんが、これも一つ政策推進室の方に検討事項として考えさせる案でも良いのかなと思いますので、これも合わせながら一つこれからもご意見を賜りたいと思います。

**4番：** 私が冒頭でも申し上げましたけれども、町が行っている町内、或いはそういった福田山工業団地、最上郡で行っている企業誘致に対しての取り組みというのは評価出来ると思っています。本当に涙ぐましい努力といっても良い努力なのではないかと思えます。但し、どうしても町が行う臨時雇用というのは一時的なものなのではなかろうかという一般市民の考えもあろうかと思えます。そこで長期的に渡って職場を探すということになれば、やはり一般の職場に出て行くという場を提供してあげる必要があるだろうと思えます。この私が提案しております通勤費補助というのは、やはり山形県では聞いたことがないですし、非常にインパクトの強い、独自性の高い施策であろうと思うんです。これは舟形町を出てアパートを借りて仕事をしている人も或いは戻って来て、家族の元から通勤に出たいという方が出て来るかもしれない。或いはこれから出て行こうと考えている方も、まずは残ってその通勤費を利用して舟形町から通ってみよう。そういうふうに思い留まらせるかもしれない。そこを私は指摘したい訳です。そして、また新卒者、Uターン者でもやはりそういった方を家に入れて、それから1時間通勤以内、都会から帰ってくれば、都会で1時間や2時間の電車通勤というのは当たり前な訳ですから、それに比べたら車で1時間通勤圏内というのは非常に近いと私は思います。只、今企業がそういった通勤費すら出せないというのが私は今の現状だと思うのです。そこを、やはり行政がちょっと後押しをしてあげる政策が必要だと思うのです。ですからこういった案を提案させて頂いている訳ですが、私は、町長は遠距離通勤でも職場が得られるチャンスを見落としている、見逃しているのではないかと私は思うのです。ここをですね、一つ、もう一つ一歩踏み入れて、更に考えて頂きたいと思えます。

そして、この答弁書の中にこの手当ては企業の手当てであり、町税で支援する内容とはいささか異なる内容であろうと考えます。という答弁がありますけれども、この支援をですね、いささか異なるものではないと考える市町村があるんです。それをちょっと紹介させて頂きたいと思えます。

壱岐市という所なのですが、この壱岐市は対馬と福岡の丁度真ん中位よりちょっと下にある島なんですけれども、この島から福岡だそうなんですけれども、電話して聞いたのですが、そこに行く通勤費を負担している、手当てをしているという所があります。年間で50万円だそうです。週何回かの通勤ですと最高額が20万円までの通勤費をするということなんだそうです。この壱岐市は人口2万9,975人、世帯数が1万1,000ということだそうですけれども、これは去年22年度から予算化しましてその制度をやってみたということだそうですけれども、今年の3月末で38名の方が利用されているという状況だそうです。高卒者の8割は島外に住んでいるそうなんです、そういうことではいけないということで、何とか島内からフェリーに乗って福岡市まで働きに出るという、そういう環境を提供しているという市がありました。そして、今年が23年度が数名程度が更に申請を希望していると、まあ40名程度の方が利用される制度になるのかなと言っていました。そして、もう4つ程あるのですが、簡単に説明させてもらいますが、もう一つが南淡路市、これは兵庫県のまた島になるのですが、それが通勤費の20%の助成をしていると。通学も助成の対象になりまして、88名の方が、通学の場合は30%の助成をしております、そのかかった費用の。そして、全体で言いますと216名の方がこの通勤費、或いは通学費の助成を利用して、島内から近隣の学校や職場へ行っているという状況でありました。この南淡路島は人口が多くて、1千人の中の216人ということですから少ないのか多いのかは別にしましても、その年代層は20代から40代の方が多いと。通勤に行かれていますね。そういうことでありました。そして、島ばかりでしたが、2つ内陸部の方にこういう手当てを行っている所がありました。安芸太田町、これは広島なのですが、広島の丁度山間部にありまして

人口が7,554人、世帯数が3,413ということでありまして、この方々には通勤費ということではなくて高速料金、高速代を助成するという通勤をしやすくするという名目でやっているそうです。これを平成18年度からやりまして、今現在は10名の方が利用されていまして、予算的には60万円程の予算になっているということでありまして、しかし、今現在人数が増えている状態だと役場当局の方は言うておりました。後、もう一つ最後になりますが、北相木村、これは長野県に在する村でありまして、群馬や山梨に近い所にありまして、その年間を通じてバス通勤、或いは自家用車通勤に対しまして3万円の補助金を出しているそうです。この3万円の補助金を利用されている方は100名いらっしゃるやいまして、そして半年単位で申請されている方が15名いらっしゃるやいまして、全体で115名の利用者がいるそうです。この年代層が40代から50代。ほとんどの方が1時間以内の通勤圏内に通っていらっしゃるということだそうです。

このように決して、これは町の町税だけを使って行うことではなかろうかと思えます。そして、必ずしも舟形町が日本で初めてやるとすればですね、やって貰いたい訳ですが、やるということではなくて、他の市町村でも数は少ないけれども、ある一定の成果を収めている補助制度なものですから、非常にやる意義が高いと私は思っているのですが、この点を是非理解して頂いて、是非これの実現に向けて検討して頂いて、予算化して頂きたいと思えます。

町長、質問しますけれども、このようにやってある一定の成果が生まれている市町村があるということに対して今どうお感じになりますか。

**町長：** 今、佐藤議員からの4つの先進例ということでありましたけれども、大変良いご提言だとまず感じました。通勤手当というふうなものでしているのか、或いはそれ以外の名目でやっているのか分かりませんが、限度額の設定とか、高速料金に対する支援金とかそういうふうな面でやっているのか分かりませんが、一つの意見として内部でもう少し検討させて頂きたいと思っております。只、先程も私言いましたけれども、今年度からまず転入者というものを増やさなければならないということでありまして、第6次基本構想というものもこの大きな人口の目標を設定しております。6千人であります。この10年間で、今6,124人ありますので、124人しかプラスになっていない訳ですので、何とかこの人口の衰退というものに歯止めをかけなければならないということでもありますので、人口の歯止めをかけるという意味ですと、転入者を増やすとか、或いは今いる住民の方々を逃がさないという方法も2通りあるのだらうと思っておりますので、逃がさないという方向では、今の佐藤議員の提案というものを考えても良いのではないかと思いましたので、そのご意見を拝聴したいと思えます。

**4番：** ありがとうございます。前向きな答弁だったと理解させて頂きたいと思えます。

先程説明するのをちょっと忘れてしまいましたけれども、殆どのこの町村、やはり定住対策として出されているようです。雇用対策としてではなくて。というようなことでありました。やはり定住対策には一定の成果が上がると私も確信しております。この制度がもし発足したならば、この制度を利用して、もったいないと思うのです。舟形町の役場の目の前からわざわざ仙台市まで直通でいけるバスがある訳です。そういったものに乗って仕事をしに行くということも可能になると私は考えております。山交バスさんが運行している仙台、新庄便ですけれども、5時35分に出発すれば仙台市に7時45分に着くというバスでした。それを利用すれば8時30分からの仕事には間に合う。こういうことも構想の中に入ってくるのだらうと思えます。先程一つ、行政自治体の事例を挙げなかったのですが、小田原市では新幹線の助成を行ったこともあるそうなんです。新幹線の通勤に関する助成ですね。そういったものも含めて考えますと、新庄駅から山形、或いは福島、更に言えば関東方面も通勤圏内に入ってくると。これは非常に未来の話ですけれども、そういった考えとしても更に発展出来ると。いずれにしてもこの高速道路網が発達する、交通網が発達するという中では、人や物がお金の交流を広域的に広めて行って、その中で更に町の活性化を図っていくというところにこの舟形町の発展の一つの方策があるのではないかと私は感じておりますので、是非この点をご理解して頂いた上で、今尚、遠隔地に、正直申し上げてそう高くはない給料で働きに行っている方、そういった方々に光を当てて頂きたいものだと思います。それから必ず定住対策、或いは雇用の場の創出に繋がって来る一石二鳥の効果に繋がると私は感じておりますので、このことを強くお願いして一般質問を終わらせて頂きたいと思えます。

**議長：** 以上を以って4番佐藤広之君の一般質問を終結致します。

次に3番、斎藤好彦君の一般質問をお受けします。

**3番：** 只今の佐藤議員のご質問の冒頭にもありましたが、この度の東日本大震災を教訓と致しまして、

舟形町の危機管理対策についてご質問させて頂きたいと思います。

去る3月11日、三陸沖を震源とした国内観測史上最大規模の地震が発生し、舟形町におきましても、震度5弱という大きな揺れを記録致しました。幸いにも舟形町では人的な被害はなく、多少の物的な被害に留まりましたが、岩手、宮城、福島県においては、津波や災害などにより甚大な被害を受けました。更に福島県においては、原子力発電所の放射能漏れによる避難指示が出されており、今回の東日本大震災は、死者や行方不明者など阪神淡路大震災を超え戦後最悪の被害となってしまいました。町民の皆様にもご家族、そしてご親戚の方、知人、友人で被害に遭われた方が居られると思います。心よりお見舞い申し上げます。

舟形町におきましても、町長を本部長とした「舟形町災害対策本部」を設置し、ライフラインの確保、一人暮らし高齢者の安否確認、その他の被害状況の調査など早急に採りまとめ対応されたことにつきましては感謝申し上げます。しかしながら、私達の町では近年大きな災害もなく、災害に対する危機管理意識が薄れつつある現実の中、今回の規模のような地震が山形県や舟形町を直撃し家屋の倒壊、災害、土砂災害などが発生した場合、現在の危機管理対策で万全なのでしょうか。

先月、政府の地震調査委員会が公表した30年以内の大規模地震発生確率において、新庄盆地断層帯の舟形町を含む東部断層帯におきましてマクニチュード7.1程度の地震が発生する確率が引き上げられ、発生確率の高いグループに位置しているということであり、この度の災害を契機に今後の地震対策に万全を期す必要があるかと考えます。町民一人ひとりが常に防災意識を持ち、町と町内会が一体となった危機管理マニュアルを策定し、町民の安全確保のため住宅及び各施設の耐震化や定期的な避難訓練を実施するなど、より具体的な防災対策が必要であろうと考えます。この度の未曾有の大震災を教訓に、舟形町総合発展計画に謳っている「安心して暮らせる住み良いまちづくり」特に「安全安心なまちづくり」をするための具体的な施策について、町長のお考えをお伺いします。宜しくお願い致します。

**町長：** 3番、斉藤好彦議員のご質問にお答えします。

斉藤議員が指摘されますように、今こそ、危機管理対策を真剣に議論する必要があると、強く感じています。「天災は忘れた頃にやってくる」と言われる格言がありますが、昨今の国内における異常気象や地震の多発状況などから、「災害はいつでも起こりうる可能性がある」と変わって参りまして、災害に備えた意識の高揚を保ち続けることが、重要ではないかと思えます。

3月11日に発生した東日本大震災はマグニチュード9を記録し、地震と津波により岩手県、宮城県、福島県の太平洋沿岸地帯は壊滅的な大打撃を受けました。死者・行方不明者を合わせると2万4千人、避難者が10万人を越えています。まさに、国難とも言える甚大な被害を及ぼしました。高機能の車の精密部品を製造する企業が被害を受け、操業停止に追い込まれ、アメリカの組立てラインがストップするなど、世界の経済活動にも大きな影響を与えています。加えて、地震と津波によりまして、東京電力福島第一原子力発電所の施設が大きな被害を受けまして、原子炉圧力容器の水素爆発により大気中に放射能物質が飛散し、原発周辺の住民は安全な場所を求めて、各地へと避難を余儀なくされています。今でも、原発事故の収束の目途がたたず、原発への不安と疑問が広がり、政府のエネルギー政策の見直しも迫られています。G8サミットでも、日本政府の原発事故への対応に世界中が大きな関心を寄せております。

私達の町にも、現在7家族32人の方が若あゆ温泉のコテージと町営住宅に避難されております。一番多い時で60人の方が避難生活を送っていました。町としても、避難者が安心して生活が送れるように住民の協力を得ながら対応しています。避難者の食事の提供に付きましては、4月16日から1ヶ月間、地元の食生活改善推進協議会の32名の会員によりまして、交替で食事の準備にあたって頂きました。延べ人数で100名を超える会員の協力を心から感謝申し上げます。

3月11日と4月7日に発生した地震は、本町において震度5弱を記録しましたが、幸いにも人的被害は無く、建物への大きな被害もありませんでした。一人暮らしの方や高齢者の安否確認などに昼夜ご足労されました、町内会長さんや民生児童委員の皆様、そして電気や水道、下水道のライフラインの復旧作業に献身的に当たられました、地元の業者の方々にも心から感謝申し上げます。町では、3月11日の大地震発生を受けて、「舟形町災害対策本部」(本部長:町長)を設置し、山形県災害対策本部と連携しながら、震災の対応や被災地への支援に当たってきました。最上地方町村会と交流のある石巻市に対して、被災された方々に「おにぎり」などの食糧や生活物資、土砂を詰める「土嚢袋」1万枚などの支援活動を行ってきました。県職員と共に町職員も現地へ赴き、被災者の支援活動も継続して実施しています。町民の皆様

からも連日、ボランティア活動や米・野菜・衣服等の物資提供、そして真心からの義援金411万4,067円を頂きました。一日も早く被災者の手元に届き、生活支援に活用されますことを願っています。被災地の復旧には長い年月が掛かるとは思いますが、今後も継続的な支援活動を展開して参りたいと考えています。

町内においても、それぞれの団体や業界の繋がりで、被災地での炊き出しなどの支援活動を積極的に実施された方々もたくさんおられます。尊い行為であり、心から御礼を申し上げたいと思います。この2つの大きな地震や、余震の影響を受けて、若あゆ温泉清流センターとテニスコートの南側の法面が崩壊する災害が発生しました。現地での応急工事で一時的な対応を施しましたが、若あゆ温泉の本格的な法面復旧工事については、県が事業主体となり実施することになりました。舟形町の観光の拠点でもあり、憩いの場でもある若あゆ温泉の早期復旧工事により、安心して利用頂けるような施設になるよう、最善を尽くして整備に当たって参りたいと思います。

町が管理している学校施設を含めた、公共施設の耐震調査を必要とする施設の調査は完了し、安全基準を満たさない施設については、耐震補強工事を実施しています。役場庁舎についても、昨年度、耐震診断を行いました。今年度に入り、山形県の耐震診断判定委員会から、調査結果に基づいての耐震診断判定書が提出されましたので、耐震補強も含めて、専門家のアドバイスを受けながら、安全な庁舎の管理に向けて検討して行きたいと思っております。

さて、個人の住宅についても、「住宅・建築物耐震改修事業」として、住宅の耐震診断調査や耐震改修工事の予算化を行い、地震に強い住宅の推進に努めています。町内を流れる河川や、土砂災害の危険が予測される箇所についても、山形県や国土交通省と共に、現地調査を実施しています。土砂災害の危険箇所については、該当する地域に出向き、調査結果の報告を行い、住民への警戒の喚起を促すなどの周知を図っています。

先月19日に、文部科学省の地震調査委員会が新庄盆地断層帯の長期評価の一部改定について公表し、マスコミの報道により大きな反響がありました。平成14年7月10日に公表した内容を、その後の調査結果に基づき評価の見直しを行い、一部改定し公表したようです。新庄盆地断層帯の新庄市から、舟形町までの地表の長さ22kmが新庄盆地断層帯東部で、その中に舟形町断層・沖の原断層・長者原断層の3つの断層が含まれています。この区域で地震が発生すると、マグニチュード7.1程度になる可能性があるかと予測しています。その時の舟形町の震度は6弱と予測されています。この区域における将来の地震発生の確率は、今後30年以内の発生確率は5%以下、今後50年以内の発生確率は8%以下、今後100年以内の発生確率は20%以下と予測しています。今回公表された、新庄盆地断層帯の長期評価の将来発生する地震の規模や、可能性について冷静に受け止めながら、地震に対するイメージを想定しながら、今後の防災対策に生かして行くことが大切ではないかと考えます。

昨年の秋に、太折町内会が主体となり、太折地区防災訓練を実施しました。地域住民が役割を分担して、救護活動や炊き出しなど、実践さながらの訓練を行い、防災意識の向上と知的の連帯意識を強めるなど、防災訓練の大きな成果を上げております。地域住民の防災意識が高まっている今こそ、全地域でのコミュニケーションを図り、自然災害を想定した避難訓練の実施や危険箇所の確認などを地域で実践し、危機意識の共有に努めていくことも大切ではないかと思っております。町内会の組織の中に、例えば防災委員を設置するなどして、常日頃から防災意識の高揚に努めていくことも、地域の安全に繋がっていくものと思っております。

木友町内会では、自主防災組織を立ち上げ、町内会が中心となり地域の安全を守る活動を積極的に行い、防災意識の高まりを図っています。町でも、町内会長と連携を図りながら、地域の防災対策に取り組んで参りたいと思っております。町の災害時の対応として、消防団の存在が欠かせません。災害から町民の生命、財産を保護するのが消防団の使命ですが、地震等の災害対策も任務の一環となっています。町の安全、安心の担い手でもあります消防団の組織強化と、団員の増加が大きな課題でもあります。火災以外でも行方不明者の捜索活動などの出動回数も年々増えています。消防団に対する地域住民の信頼と期待が年々高まっています。この4月西堀町内に念願でありました消防団が配置されました。町内会活動と消防団活動が連携して相乗効果を図り、地域の安全・安心の基盤づくりを目指して頂きたいと期待しております。

平成12年度に策定された「舟形町地域防災計画」を、国の「防災基本計画」の見直しや、県の「地域防災計画」の見直しを受けて、町の防災計画の見直しを図って参りたいと思っております。今回の地震や津波による想定外の被害や、放射能汚染対策、避難者の受入れなど、既存の防災計画では対応できない事態に対応するため、新たな計画を策定する必要があります。町民の意見を最大限に取り入れながら、舟形町の防災

計画の策定に取り組み、災害に強い、安全で安心なまちづくりを目指して参りたいと考えております。

**3番：** ご答弁誠に有難うございました。それでは答弁に対しまして、2、3ご質問をさせて頂きたいと思っております。

まず、最初に総体的な点でございまして、只今町長のご答弁にありました国の防災基本計画や県の地域防災計画の見直しということがございまして、それを受けて町の防災計画の見直しを図って行くというご答弁でございましたが、急を要する要件でもございます。いつ頃までに策定するのか、その点をお伺いしたいと思います。

**町長：** 今、国の方の防災会議というトップの会議がありまして、これも新聞、報道ですとなかなかスピードが出てこないというのが今の現況ではないかと思っております。従いまして、国の災害基本計画というものがまず一つ達成するのが秋頃だと国の方では思っているようです。そして、それを踏まえて県の方でも年度内に新しい山形県の防災計画というものを設置したいということでもあります。それを踏まえて舟形町の防災計画となるかと思っております。というのは、国の防災計画というのは、消防法なり、砂防法なり河川法なり色々な法律がある訳です。国の防災計画を作ってそれを受けて県の防災計画を作って、更に町ということにならないと、なかなか法律の流れが出来ないということと、今答弁で申し上げた通り、この想定外の防災のあり方というものも今問われておりますので、国の方でも秋頃には完了したいという意向でありますけれども、それを踏まえて県、或いは町がそれに取り組むという工程になると思っております。

**3番：** 様々な法の縛りがあるというのは承知しているところでありますけれども、何回も繰り返して申し訳ございませんが、急を要する事でありまして、それはそれとして今出来ることから町として対応すべきではないかと考えております。

例えば、答弁書の中にございました耐震性の問題でございまして、役場庁舎について耐震強化も含め安全な庁舎の管理に向けて検討するという答弁がございましたが、災害対策基本法第60号では、市町村長に避難勧告、及び警戒区域の設定の権限があることはご案内の通りであります。それに基づきますと舟形町民6,200名の命は町長の判断次第だと言っても過言ではないかと考えてございます。今回の東日本大震災の被災地では、役場庁舎や職員も被災され、災害の局面に対応する司令塔としての機能を完全に失っております。このような事態を回避し、町として適切な意思決定をする場所として耐震性に優れ、自家発電等を装備した災害対策室を早急に設置する必要があると考えます。先の議会でも議員さんの方からご提案があったとお聞きしておりますが、未だ設置されていない状況にあり、早急な対応が必要かと考えます。町長のお考えをお伺いします。

**町長：** 庁舎につきましては、先程答弁で言いましたけれども、その診断結果というものが今出てきております。結論から申し上げますと、非常に役場庁舎の耐震構造というものが軟弱であるという結果であろうと捉えております。役場庁舎そのものを改修すれば良いのか、或いは別の場所に災害防災センターという仮称の施設を造れば良いのかということをご検討して、皆さんにもご意見を賜りたいと考えております。

**3番：** 分かりました。今初めて言葉をお受けしたのですが、庁舎そのものを新しく建てようという構想もあるわけですか。

**町長：** 新しく建てるというのではなくて、この防災センター、停電、或いは災害が起きた場合にそこを拠点とした防災センターというものが無いと指令が出来ないというようなものがありますので、そういう別な場所に防災だけのセンターというものも一考ではないかと。それともう一つ、先程齊藤議員の方から色々ご質問がございましたけれども、防災計画というものを平成12年に、今舟形町にありますけれども、これもだいぶ10年位経過しておりますので、そのような面で国の防災計画を見直しましょう、地域の防災計画を見直しましょう、そしてそれを踏まえて町の防災計画となりますけれども、要は地域住民とそれから行政としては避難するマニュアルというものについてご質問がありましたので、それは太折地域と木友町内会、去年やりましたけれども全く素晴らしい訓練の方法なんです。これを全町内に広範囲に広げて行くことはすぐ出来るのではないかと思いますので、防災計画の舟形町の防災計画を見直しながら、そういう訓練の方法の良いモデル的なものが太折、或いは木友にある訳ですので、これも2年位かかっている太折町内会、或いは木友町内会の発想の中でやりましたので、これは地域づくりの一環として取り組んだということで、私も高い評価を下したいと。そういう訓練をしないと、この防災というものは絵に描いた餅になると思っておりますので、その辺も合わせながら進めて行きたいと考えております。

**3番：** 分かりました。私をご提案したのはその庁舎を新しく作って欲しいとかいうものではなくて、先程申し上げましたように司令塔として活躍出来る場と言いますか、耐震性に優れた、そういう場所を作るべきではないかとご提案申し上げた訳ですので、その辺のところ宜しくお願ひしたいと思います。

質問を変えまして、先程の答弁にもございましたが、舟形町におきましても未だ30数名の方々が避難生活を送っている状況にあります。今後小学校の統合による空き校舎活用につきまして、検討されることと思いますが、災害時の避難場所として生活出来るような施設として活用を考えてはどうかと考えていますが、町長の意見はどうでしょうか。

**町長：** この地域防災計画の住民と設定した計画を一読してみますと、最初の第一次避難というものはそれぞれの地域の公民館であります。そして、第二次の避難というものは中央公民館なり、それぞれの小中学校となっておりますので、小学校が統合ということになりますと、跡地の利活用というものがこれから出て来るわけでありまして、従って今斎藤議員がおっしゃったように体育館の利活用の仕方も、防災の拠点としてのあり方というものも当然出て来る訳でありますので、そういう両面からのことを精査をしながら跡地の利用となるのかなと考えております。

**3番：** 私の申し上げ方が悪かったのか、私が申し上げたいのは体育館の利用も当然ですけれども、学校そのものも、炊事とか全部出来るような施設になっておりますので、当分の間、一時的な避難場所にしてそこで炊事、炊飯で出来るような改修と言いますか、そこまで突っ込んだ利活用をしてはどうかと考えております。

**町長：** 今の被災者の受け入れですよ、それについては当初は山形県全体で3万人を受けましょうという構想がありましたけれども、これは実際に考えますとなかなか難しい、3万人というものは当然行かないと思ひますし、と申しますのは今福島県の方から32名来ておりますけれども、まず一つは生まれた故郷を離れがたいということが一つあります。それから移転するにしても、例えば宮城県の石巻市で災害があったとすれば美里町とか災害の無い近隣の町村に行きたいという願望がありまして、結果的にはあちらの方から舟形町とか山形県に来るといふのはなかなか難しいような気がします。そこで、今32名と申し上げましたが、舟形町が一番多いんです。新庄、最上では。後はいても2、3名だと思ひんです。これは斎藤議員もご存知の通り、あそこはプライバシーも守れるし、床暖房であるし、或いは環境も良いしということで、あそこを離れがたいという方々が大変多いようであります。従いまして、学校の施設を利用するのはなかなか難しいと思ひます。と申しますのは、被災地の方でも学校の体育館なんです。学校の体育館から山形県に来てまでも学校の体育館というふうなこの被災者の思ひもある訳なんです。ですから今私の方でも当初はコテージと町営住宅と体験実習館、それから老人いこいの家、生涯学習センターなどを予定しまして、県の方、或いは被災地の皆さんにそういう情報を発信した経緯がありますけれども、今行った通りに、生まれ故郷を離れがたいということと、後は子供のこと。子供のことをどうするのかということ、後は働く場所、これが3つの要件があつてなかなか山形県には来難いと。これは友好都市であってもなかなか来ないということです。例えば庄内町と南三陸町でしたか、友好都市になっているので来るのかなと私も期待しておりましたけれども、今は全然来ていないだろうと思ひます。その理由というものは生まれ故郷、子供の教育、働く場所この3つの要件というものがあつて、体育館まで移動してくるといふのは難しいと捉えております。

**3番：** 体育館が難しいということで、他所の避難場所をみても殆ど体育館でございますけれども、私が言いたいのは校舎そのものを、教室に若干修正を加えて、先程町長がおっしゃったプライバシーを守る云々がございましたけれども、そういった施設を造つてはどうかということをお願いしたいのです。ですから、他所から、他県からの避難者だけではなくて、何時起こるか分からない舟形町を直撃するかもしれない地震が発生した場合に、舟形町民6,200人が家が壊れた場合、どこに行けば良いのか。そうした場合の対応策として、目先を変えて対応してはどうかと申し上げている質問でございます。どうでしょうか。

**町長：** 舟形町民の非難場所というものは当然であろうと思ひますが、教室内部の改装までとは考えておりませんでしたので、そういうご意見があるとすれば、この地域防災計画の中で検討する余地はあるのかなと思ひます。

**3番：** そういった点も防災計画に組み入れて頂きまして、検討して頂きたいと思ひます。

それではまた質問を変えさせて頂きたいと思ひます。今回の災害におきまして、4月号の町報で特集を組んでおりましたが、その中でちょっと、町報の中で様々な特集を組みまして、避難所の周知徹底とか

様々ことがございました。その中で非常持ち出し袋の例示がありました。大変結構なことだとは思いますが、町報で例示するだけでは実際にそういったものを準備する方というのは極少数だと思います。町長の答弁にもございましたが、災害に備えた意識の高揚を持ち続けることが重要であるということがありましたので、そういう町報で例示したからあとは自己責任ではなくて、舟形町独自の非常持ち出し袋を作りまして、全戸に無償配布することなどによりまして、常日頃からの防災意識を高めることが重要ではないかと考えております。小さなことかもしれませんが、そういう非常用持ち出し袋を舟形町として作りまして全戸に配布するという考えはどうでしょうか。

**町長：** 斎藤議員が申し上げているのは、平成21年3月に舟形町全町民に渡しまして町民一人ひとりの防災意識を高める資料ということで全部やっております。その中の一番最後の方に非常持ち出し用のチェックリストということで、非常食から他にもいろいろありますけれども、そういうチェックのリストというものをこの前町報に掲載されたのかなと思いますけれども、今ご質問があったようにこの内容というものは議員の皆さんからご提案頂いて、早速地震の時に備えるという目的で作りましたので、これを更に復唱する意味で再度町民の皆さんにも啓蒙していきたいと思っております。町報の内容というものは私も分かりませんが、そういう考えではないのかなと思いますけれども、中山課長からでも答弁させますか。

**3番：** 町報に非常持ち出し袋というものがありませんでした。実は私天童に用事があって行った時に、天童の知り合いの方の玄関先に「天童市非常用持出袋」というリュックサックが置いてあったんです。それは天童市が準備したものということでありましたので、舟形町独自の例えばそういう資料を入れて置くとか、避難場所の地図を入れて置くとか、後非常食とか懐中電灯とかそういうものをセットしたものを常日頃玄関先に置いておけば、住民の皆様方も常日頃の防災意識に繋がるのではないかと考えましたので、その点を申し上げたものです。

**町長：** 先程言いましたけれども、喉元過ぎればということもありますと、災害が起きた時は非常に関心を持つ訳ですが、それが年月が過ぎますと人間というのは忘れる動物でありますので、その辺も念頭に置きながら、一つ今のアイデアというものは災害に備えるという意味からも啓蒙して参りたいと思っております。

**3番：** 有難うございました。非常持ち出し袋等というのは非常に小さいことかもしれませんが、そういうものを準備することによりまして、町民の方々が常日頃から防災意識を持つということに繋がるかと思っておりますので、宜しくご検討をお願い致します。

次に、また質問を変えますけれども、今回の災害時におきまして、先程答弁にもありましたが、一人暮らしの高齢者の方々の安否確認につきましては、町内会長さんや民生児童委員の方々に早急に対応して頂きました。ということがございました。現在町の一人暮らしの高齢者の方々は170名を越えております。町内会長さんや民生児童委員の方々だけにお任せして良いのでしょうか。私はもっと町の職員と一緒にやった対応が必要ではないかと考えております。例えば4月7日の余震は深夜の午後11時30分でありました。ライフラインがストップした場合、児童民生委員の方々、町内会長さんだけでは安否の確認作業は大変苦労があるかと想像致します。役場職員によりまして地区担当制を設け、日頃から町民とのふれあいを持ち、災害時におきまして町児童民生委員と町内会長と三位一体となった、支えあい、助け合うことが必要ではないでしょうか。その点、町長どうお考えでしょうか。

**町長：** 今のご質問は最もだろうと思っております。今町内会長さん、民生児童委員さんというご意見がございましたけれども、これは去年、一昨年だったか町内会長、民生児童委員、それから女性委員の三者の合同会議というものをこれまで3回程やっております。これの狙いというもの、やはり町内会長さんなり民生児童委員さんにおんぶに抱っこではなくて、町内でこの防災というような、一人暮らし、或いは二人暮らし、或いは精神に障害を持っている方、これ全部合わせますと764名今おります。一人暮らし、夫婦老人世帯、或いは身体障害者、或いは精神薄弱者が764名おります。その内、登録してもらっているのが101名おります。これは各町内会で、民生委員、町内会長は勿論でありますけれども、それ以外でその101名の方に2人の方々を支援するというか見回りをするというかそういう形態で今活動を図っておりますので、今斎藤議員が言った通りに役場職員もその中に入ってするのが当然だろうと思っておりますし、町内会長さんのみならず、隣人愛というようなことで、それ以外の方々からそれぞれの立場で見守りをして貰っているという状況であります。

**3番：** 有難うございました。最後に今回の東日本大震災によりまして商農工業者の方々に二次的被害を受けた方々が数多くいらっしゃると思っております。その方々への二次的被害への支援、援助につきましても町

として積極的に対応して頂けますようお願いしまして私の質問を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

**議長：** 以上を以って3番齋藤好彦君の一般質問を終結致します。

午後1時まで休憩を致します。(11:45)

**議長：** 会議を再開致します。引き続き一般質問をお受けします。(13:01) 2番、奥山謙三君。

**2番：** 初めての一般質問ということで、大変緊張しておりますけれども、私なりの一般質問ということでさせて頂きたいと思います。テーマと致しましては、協働のまちづくりを進めるためにという事であり、今般の選挙の私のスローガンであります、「協働の町づくり」を進めるに当り、町民・町(職員含む)・議員が一体となり進めるという事が大切と考えます。

その中で、昭和59年10月制定された「舟形町町民憲章」の中に、目指すべき町のあり方が明記されております。最初にこの「舟形町町民憲章」を朗読をさせて頂きたいと思います。私達は由緒ある猿羽根山、清流小国川、優々たる最上川のほとりに住まいする舟形の町民です。豊かな自然に恵まれた私達は、健康で心豊かな伸びゆく町を目指してこの憲章を定めます。一 ふるさとを大切にし 水と緑の美しい町をつくり、二 心と体を鍛え 健康で明るい町をつくり、三 仕事にはげみ 活気ある豊かな町をつくり、四 教養を高め 文化の香り高い町をつくり、五 きまりを守り 心のふれあう町をつくり、この憲章を町主催の会議の前に全員で復唱し周知を図り、町民、町議員全ての意識の統一を図ることが大事なのではないかと考えます。上記の一から五の項目を達成するために、昨今の時代状況を踏まえて作成されたのが「舟形町総合発展計画」「第6次舟形町基本構想」があると考えます。

これからの舟形町の羅針盤としての、この計画について進めるためには、町職員の働きが特に重要になってくるのではないかと考えております。この中で、特にこの度の選挙の中で色々な町民の方々と話をしている中で、やはり職員がもっともっと町民と語り、信頼関係を構築する必要があると思います。現在においても色々な各町内会に入りましての職員の方々が活躍している例は随所に聞いておりますけれども、さらなる信頼関係を高めるための方策・具体的実践について伺いたいということが第1点でございます。

その次が、町民憲章5項目すべてを同時に達成できれば良い訳でありますけれども、私個人ではそれは困難と考えております。その中で、5項目の中で町としては何を優先しているのか伺います。この2点について一つ宜しくお願い致します。

**町長：** 2番奥山謙三議員のご質問にお答えします。

舟形町の町民憲章は、町制施行30周年を記念して昭和59年10月1日に町の木(えんじゅ)、町の花(こぶし)、町の鳥(きじばと)、町の魚(鮎)、町の色(みずいろ)と併せて制定された訳です。この町民憲章は、21世紀に向けて、より良い社会を築いて行く為の努力目標として設定されており、一般的には、住民自治、ふるさと意識、文化と歴史、労働(勤労)、健康など5項目について謳いあげられています。町では、町民憲章を定めるにあたり、一般的事項のほか、他市町村の制定内容等を勘案しながらも、広く住民の方々から意見を伺って定めています。

さて、ご質問の「町主催の会議等に町民憲章の復唱をする」というご提言でございますが、現在、会議等においての朗読、復唱は、自治功労表彰式でのみ行っております。また、会議時には復唱はしていませんが、第6次基本構想や町内会長会議、或いは衛生組合長会議、納税組合長会議、農事実行組合長会議などの各資料に町民憲章並びに町の木や町の花、町の鳥なども掲載しておりますし、課長等会議において、資料として添付するように指示もしているところでもあります。町民憲章の朗読、復唱については、基本的に大変良いことであると思いますので、その方向で今後進めて参りたいと思いますが、全ての町主催の会議事に毎回朗読、復唱することについては、会議の開催頻度なり、会議時間の設定なり、会議資料の削減にも取り組んでいるところでもありますので、個別に判断させて頂きたいと考えております。

次に、「職員が町民と語り、信頼関係を構築する必要があり、その方策、具体的実践」についてのご質問でございますが、町では、最上8市町村及び新庄市との合併協議会の破たんに伴い、協働のまちづくり、自立のまちづくりを進めるため、まちづくり課を新設し、生涯学習センター及び堀内出張所を教育委員会、総務課所管をまちづくり課に移して、地域の細かな課題を地域と一緒に解決することとしております。また、地域協働事業も新たに創設し、今までに紫山や長沢地区の水路、太折地区のお墓に通じる農道、長者原地区の町道の側溝、幅の散策道、富田の公民館前広場、西又の橋の架け替え、内山地区の町道支障木の伐採、細かいところでは水路蓋の交換など、数々の地域課題も地域づくり事業として解決して参りま

した。地域課題の解決方策や地域づくりのノウハウの研究会も、高崎経済大学の櫻井准教授を迎えて、「自分達の地域は自分達で創る。地域によって違う地域の課題を整理し、その解決を見出して行く」という地域づくりの基本について、実例をあげて講演やワークショップ研修も21年度から、職員の研修会も含めると9回実施して参りました。その結果、太折地区では、要援護者を含めた地域あげでの避難訓練も昨年10月24日に実施されております。

また、木友町内会でも同様に自主防災組織が大事であるとのことで、組織化に奔走して頂き、昨年7月に立ち上がっており、今年度、宝くじ事業として防災部品の整備事業を行うこととなっております。更に、昨年、長尾地区においても、地域の課題を整理し、長岡市への研修も行われ、今後5年間でそれらの地域課題を克服することとしております。内山、長沢地区でも1昨年、長沢盆踊りを70年ぶりに復活させるなど、各地域で地域づくりの機運を醸成することを大きな目的に実施してきたところであります。更に、昨年度から商工会青年部や新たに青年組織を立上げ、町民と行政が一緒になって色々な意見を取り入れながら、婚活イベントとして、カップリングパーティや舟形ウインターフェス2011の開催、薫風窯の誘致とその人脈による芸工大生とのイベント開催なども行われ、若者が能動的に活動・活躍する場の創生に力をいれているところであります。

特に、3月11日の東日本大震災以降、被災地の行政機能は麻痺し、本町からも県と一緒に岩手県山田町に人的支援を行なっておりますが、一番言われていることが、私が20年3月の初議会の挨拶の時に、まちづくりの原点は行政主導ではなく、地域の自助努力で進めなければならないということ。また、それぞれの地域が話し合いを行って知恵を出し合い、互助・共有・自立による協働のまちづくりをしていくことが大事であるということをお願いしました。今まさしく、その通りのことが各マスコミの報道でも言われております。つまり、協働のまちづくりの出来ているところが、被災地において、被災者のストレスが少なく、地域の絆によって頑張れるという報道であります。いずれにしましても、地域における話し合いを行って、地域の結束力を高めることが大事であり、地域が自ら自覚し、地域内の互助・共有・自立による協働のまちづくりの仕組みを創りあげていくことが大事であることから、町の方では、押し付けではなく、地域が能動的に地域づくりを推進していくように誘導していきたいと考えております。

地域における「職員の信頼関係の構築をする必要がある」とのご質問ですが、職員も色々な地域活動において主導的立場で活躍しております。例えば今年4月1日現在、消防団員として町職員は26名所属しております。納税組合長には9名、統計調査員5名、農地・水・環境保全向上対策交付金事業における事務局や会計には14名、農事実行組合長1名、各学校の歴代PTA会長、保育所の歴代保護者会会長、町内会の事務局や会計などの地域の業務を職員が担っております。

また、本年度の町の地域づくり事業としては、地域の話し合い事業分として3地区、行事等のまちづくり事業実施地区として4地区、宝くじ助成事業として2地区、長尾地区においては今までの共聴アンテナ組合の一部解散と難視聴世帯の地デジ受信整備事業の実施、縄文の土偶モニュメント整備及び野焼きイベント開催に向けた話し合いなどを計画しており、各事業に担当職員をつけて話し合いを進めています。私は、地域と町との信頼関係は、それなりに構築されていると考えているところであり、町内会長さん方々からも職員は頑張っているとの評価を頂いているところであります。しかし、町民の色々な場面での職員に対する期待があることも事実でありますので、毎月1日の朝礼時などで指示をしたいと考えております。

次に「町民憲章の5項目の中の何を優先して第6次基本構想を達成していくのか」とのご質問でございますが、今年度機構改革により、1課を増設して8部署7課長で業務を分担することとしており、82名の職員が一丸となり、第6次基本構想の実現に向けて取り組むこととしております。

また、町民憲章の目的は、21世紀に向けてより良い社会を築くための努力目標として制定されておりますので、82名の職員が当然それらの達成に向けて努力していくということであり、どれを優先するということではなく、5項目すべてに努力して参りたいと考えております。

**2番：**大変有難うございました。それで、回答につきましては、これまで町で行って来ている回答ということでもありますけれども、これまでの流れの中で、町、特に職員等、今町内会と言っても宜しいかと思えますけれども、その方が言うには、どうもしてあげているという意識になっていないのかなという感じがする訳です。そういった中で、もう少し町民の思い、そして職員の思いというものをもう少しすり合わせた中でやって行くということから入っていかないと、なかなか町民の意識と、町職員の意識のずれというものが埋まってこないかなと感じます。そういった中で、是非こういったことが実践出来ないのかと

いうことを2、3ご提案をさせて頂きたいと思います。

私も2月末まで農協に居た関係で、このことにつきましては農協の中でも何回と無く色々な方策を実践して参りました。その中で、良いところは真似しても良いのではないかと考えます。一つは、全職員、幹部職員は外しておりましたけれども、1週間、実際は5日間でありましたけれども、農協職員については農業体験という形で1週間その職場から外して、一つは内部牽制をするということが一つ、後は農業体験ということでの農家の思いというものを充分聞いて来て頂きたいというようなことで、全職員、実際の日数は5日間でありましたけれども、農業体験というような形で派遣をしているということでもあります。後、その次が町内会各世帯への配りものであります。現在ですと町内会長さんに持って行って、後は各隣組長の係の方は配達としておりますけれども、これにつきましても農協では職員、15戸から20戸程度ですけれども、担当制にして1年間固定にして配達をさせていると。理由は、組合員の方々もなかなか農協に来る場面が減ってきているというようなことで、何とかその辺を解決して行くためには、こちらから出向いていくしかないという考えでそのようなことを実践して、ややもすると、合併しますと、組合員と職員の距離が遠くなってしまおうというような事がありますので、その辺については、こちらから出向くというような形で穴埋め出来ないかということを進めて来た経過があります。この辺について、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

**町長：** 今、農協の職員の実際にとっている行動というか、組織的に動いている状況がご質問のようですが、端的に言いますと、やはり現場を大事にするというようなことであろうと。現場に行くと、それぞれの農家の考え方や、或いは時代が変化しておりますので、職員が頭の中に入れていることが現場では違っている様子もあるということ、大変良いことだと思います。私も、一つの例としまして、これからやってみようということは、例えば福祉施設に新規職員の人達を派遣をして、1ヶ月か2ヶ月位その仕事をやらせるということも良いのかなと。これは3大介護というようなことで、入浴、食事、排泄という部分がありますけれども、そういう現場の経験をさせるというようなことは、やはり今奥山議員が言った通りだと思います。そんなことも含めながら、農協さんと同じような格好であれば良いのかどうかということも含めながら検討して参りたいと思います。

**2番：** 大変前向きなご回答を言って頂いて有難うございます。

その次に、大変この度荒れている中で感じたのが、官民格差という言葉が町民の方々から随所に言われた経過がございます。このことについて官民格差という言葉に対する見識、ご認識を町長はどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

**町長：** 官民格差ということは、職員と住民に格差があるという意味ですか。

**2番：** 公務員と一般企業の差ということですね。

**町長：** 一般論で言っているのかなと思いますけれども、端的に申し上げるならば、今職員というような立場でご質問をしているのかなと思いますけれども、前にもこの議場で、職員の倫理観というか、そういうことを答弁したかと思っておりますけれども、もう1回申し上げますけれども、この役場の組織というものは、住民というものがいるからこそ役場の組織があると。役場の組織があるから住民がいるのではなくて、住民がいるからこそ役場があるのだと。そして、町民のために舟形町の発展と、そして町民の幸せを願いながら事務に精励するということだろうと思います。時々、朝の朝礼等で1年に1回位か分かりませんが、こんなことを申し上げております。役場職員に入って来た時に、非常に理想が高く、そして私はこれをやってみようというふうな初心、初めての心というものがある訳ですので、初心に戻ってもう1回挑戦する気持ちでやって下さいということを申し上げておりますし、何故にこの給料というものを貰うのかを自問自答しながら、この仕事というものに携わって欲しいということを申し上げておりますので、決してこの官民格差というようなことではなくて、国で言えば国家公務員、高級官僚というふうな意味から申し上げますと、色々格差というものもあるだろうと思いますけれども、私は決して、この地方公務員、或いは舟形町の場合はそういうことがあってはならないというふうに思っておりますし、82名の職員というものもそういう念頭におきながら仕事をしているものと思っております。

**2番：** 次にこの度町民の方から電話が来まして、農業者年金の23年度における入金通知というか、何月に幾ら入るという通知が来た訳でありますけれども、その中で農業者年金につきましては、2月、5月、8月、11月に入る訳ですけれども、今回の通知書の内容について8月が0円で通知が来た訳です。これは恐らく全部の農業年金受給者に対して来たのだらうと思います。すぐに私は産業振興の方に行きまして、

これはどうなっているのですかという問い合わせをして、これは間違いだったよという回答を得まして、私の方に電話を下された方には連絡しましたがけれども、その他の農業者年金、まずは舟形町で受給されている方々にどのような対応をしてくれたのかまずはその辺をお聞きしたいと思います。

**町長：** 今の件につきましては、私も初めて聞きましたけれども、どういうふうなことで手違いになったのか分かりませんが、詳細については振興課長の方で知っている限り答弁をさせたいと思います。

**産業振興課長：** 只今の件について説明させて頂きたいと思います。今、議員が言われた通り、通知そのものが8月分が0ということで、舟形町では約270名の方、年金受給者がいる訳ですが、その方々に通知が行きました。それにつきましては、町としましては、まず間違っていることをきちんと発行元であります農業者年金の基金協会の方に内容を通知しました。そして、改めて通知して下さいということも申し上げております。それで、昨日になりますか6月6日になりますか、各受給者の方に基金協会の方から訂正した通知が出されたということが確認されております。それともう一つ、丁度6月一杯まで現況届けということで、受給者の方から農業委員会の方に、現在こういうふうを受給していますと、こういうことで現況がなっていますということで、受給届を頂いておりますけれども、その折にも、今回の訂正する内容、それから間違った内容を町の方からもお詫びしながら、そういった誤解の無いように訂正させて頂いたというようなことで処理させて頂いております。

**2番：** 今回なぜこういう質問をしたかというのは、住民目線で物事を考えて行った時に、全国で35万人強の農業者年金受給者がいらっしゃるわけです。その方々に郵送料80円で計算しても総額で2,800万円、この位の経費が別個でかかっているという訳なんです。これについて、各行政からなら文句がいかないというのが甚だ住民目線から言えばおかしいのではないかと。むしろ間違ったその部局なりで責任を持つのが本来の筋ではないかと考えた訳ですから、この住民目線からも物事の発想というものも是非お願いしたいということを感じた訳であります。

時間もありませんので、第2点目の町民憲章5項目の全ての達成の優先ということにつきまして、私は、1番目は3項目にあります、仕事に励み活気ある豊かな町を作ります。このことを私は優先すべきではないかと思えます。というのは、やはり地域づくり、色々な場面で参画をしていくには、所得が確保出来なければ、他のところにまで目が行かないのではないかと考える訳であります。そういったことで、まずは午前中の質問にも出ておりましたけれども、如何にして町民の収入を増やすかということが現在の状況における一番優先すべきことではないかと私は考えております。そういった中で、午前中の質問にもありましたけれども、最上8市町村での企業誘致という中で、大震災後における日本海側への各企業の目というのは少しは変わって来ているのかなという感じはしますが、午前中の回答では、企業誘致は厳しいという回答でありましたので、まずはその様に理解はしましたが、では、まずは何をすべきかとなれば、やはりこれまで町長が町長に就任後、ずっと提唱して来ております農業振興が町民の収入を増やすための一番の近道なのではないかと思えます。特に、農業者、非農業者に捉われなくて、始めたい人が就農出来るような農業の体系というものが出来ないのかなと考えます。そのような中で、私が農協にいた関係で、特に最上町が今農業については非常に元気がある地域でございます。これは、一つはアスパラガス、平成22年度においては販売高が40町歩で3億円の販売高になったということで、では、このアスパラ以外の農業生産者の方がアスパラの品目に負けていられないという意識が非常に高まってきて、品目間の競争が激しくなって来ているというようなことで、非常に今最上町の農業が活気があると感じております。そのアスパラを導入する経過を若干ご説明申し上げますけれども、平成15年の米の冷害による米減収という中で、最上町では米一辺倒では駄目になってしまうということで、新たな農業への取り組みというようなことを県の産地研究室と相談をしたそうです。その中で、アスパラガスの導入を決定したそうです。それで、16年春からその定植を始めた。始めた時になぜ農家の方々がアスパラガスの品目に乗って来たのかというところが一番のキーポイントであります。一番最初、役場の農林課の職員が堆肥の調達、散布、定植をやってくれたんだそうです。その姿勢を農家の方々が見て、そこまで役場の人達がやってくれるのであれば、自分達もやらない訳にはいかないだろうという気運が出てきて、アスパラガスが普及して行ったということです。そして、今年、昨年が40町歩でありました、平成23年度に3町歩増えたそうです。その増えた部分の作付け面積の分についても、現在でも役場職員が出向いて堆肥の散布等を行っているというようなことであります。こういった具体的な姿勢をみせながら農業振興を行って来たということで、これまでのアスパラの振興に繋がったのではないかと思えます。

後、もう一つが畑地化事業というようなことで、やはり畑の物を作るには特には水の排水を良くしてあげないと良いものは出来ない訳です。一反歩畑地化事業ということで、一反歩40万円掛かるそうです。このことについて、県が6割、町が3割、自己負担が1割でやってくれているということで、まずはほ場整備から入って、そして畑作のものを進めてきているということなのです。そういったことで、是非舟形町でも色々な試作というようなことと、職員の本当の思いというものをもっともっと出して頂きたいと感じております。

後もう一つが、当町では大震災の影響で園芸作物新規セミナーが開催されなかった訳ですが、昨年12月に最上町では実施しております。そういった中で、特に大事なのが実際最上町で作っている農家の方が、その最上町の農業を始めたい、こういうものを作りたいという人がそこに行って聞いた時に、その町の人のお話を直に聞けたと。しかも、良いところ、難儀なところと具体的なところまで聞けたというところで、非常に大盛況の内に終わったようであります。このことにつきましては、何とか今年の12月までに実施をして、この舟形町の農業者による、舟形町の新規就農、始めたい方々へのPRをすることによって、作っている方々も農業の良さということも分かってきてくれるのではないかと思いますので、是非この辺について参考にして頂いて、最初は真似でも結構かと思しますので、是非町の方でも頑張ってもらいたいと思います。

**町長：** 大分質問がありましたけれども、まず最初にこの5つのことでございますけれども、まず雇用という面から捉えると、仕事に励みということを優先にした方が良いのではないかと。私もこの役場の方の色々な事業がありますけれども、まず雇用の創出を頭に置きながら仕事を進めて下さいと申し上げております。課長等会議でも。一人でも二人でも雇用が創出されるこの事業というようなものに取り組んで欲しいというのが大前提です。しかし、そういう意味では、優先となるかもしれませんが、これは5つの項目というものはそれぞれの歴史、伝統、文化というものもありますので、或いは少子・高齢化というお年寄りを大事にしようということもありますので、5項目を並行的にやってみたいと。

それから、企業でありますけれども、今、東日本大震災ということで宮城県、福島県、岩手県が大規模な被災になった訳で、この企業のあり方、これからの動向というのはどのようになるのかということを感じております。今、被災地の方に行って企業にこっちの方に来て下さいということも念頭にあります。例えば、仮設住宅を今盛んに作っておりますけれども、こちらには金山杉という立派なものもありますので、金山杉を利活用するような工場を福島県、或いは宮城県、岩手県から誘致することも良いだろうと。それからこの山間の元で、山形に来たならば良い企業も、企業の考え方ですね、考え方の中で来ることも予想されるのではないかと。今、短兵急に「こっちに来なさい」とはなかなか言えないですけれども、それは頭の中に入っております。

それから職員の考え方ですけれども、当然現場を知るという意味からも最上町の町長からも色々な話を聞いておりますけれども、その辺も参考にしながらこれから取り組んで行きたいと思っております。以上です。

**2番：** 最後に、当福寿野地区の農業スタイルというのが非常に参考になるのではないかと感じております。畜産農家、畑作農家、水田農家、色々な場面でコラボレーションをして農業を行っております。当然競争の中での農業に頑張っているということで、競争もありますし、コラボもありというようなところで、非常に活気のある福寿野地区だと思っております。その中で、今私が注目しているのが、非農家も出来る水耕栽培、福寿野の森ジュンイチさんですけれども、始めております。これについて何とか軌道に乗って頂きたいと私思っております。そういったことで、皆様方も旧八楯電子の跡地にハウスを作って、実際なっておりますので、是非機会があれば見に行ってくださいと思います。そういったことで、時間でもありますので、大変拙い質問でありましたけれども、有難うございました。

**議長：** 以上を持ちまして、2番奥山謙三君の一般質問を集結致します。

続きまして8番叶内富夫君。

**8番：** 質問の主題は、再度町政への意欲は。

町長就任、3年数ヶ月を過ぎようとしています。この間公約を着実に実行し、数々の施策の成果を上げられました。新たに第6次基本構想を策定し、昨年3月に議決しました。「出あい ふれあい 支えあい 新たな「結」の創造」をキャッチフレーズとして事業が展開されようとしております。25年度には4つの小学校を1校に統合する事業も教育委員会で町長に答申され、決定され、着々と進められています。

東日本大震災で被害にあわれた方々に心よりお見舞いを申し上げます。災害の教訓を生かし、災害に強

い町づくりをどのようにして進めてゆくのか。いろいろ大きな政策課題が山積されている中、奥山町長は再度町政に取り組んでいくのかお伺いします。

**町長：** 8番叶内富夫議員のご質問にお答えします。

私は、平成20年2月の町長就任以来、時代が大きく変化する中、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力、ご指導そしてご提言、ご意見等を賜り、最大限、行政課題の執行、具現化に、その任を全うすることが出来まして、改めて心から厚く感謝申し上げます。

さて、私は、「町民が主役の躍動感あふれるまちづくり」のスローガンの下に、一つは、町民の皆さんと行政が裏表一体の信頼関係において、公平、公正、平等の基本理念を貫くこと。二つは、町民の皆さんと行政が知恵を出し合い、自助努力を基本的に、まちづくり、人づくりを実践すること。三つは、常に町民は、お客様であり、交流・対話を深めながら、現場主義を徹底し、自らが率先して行動すること。この3つの施政方針で町民の皆さんの声やニーズ、要望、意見、提言を的確に据えながら緩急性を選択し、柔軟でスピード感ある町政執行に全力投球して参りました。

この3年間余りは、リーマンショックによる経済不況、人口減少社会への突入、少子・高齢化の進行、東日本大震災の発生など、時代の変化が激しい中におきましても町民の皆さんのご指導、ご協力を頂きながら、微力ではありますが私なりに全力を傾注して着実に実現することが出来たと思っております。

まずは、この3年間余りの年度ごとの主要事業を申し上げますと、20年度は、全町への光ファイバー網の構築によるインターネットや光電話の環境整備を行いました。

舟小跡地には、住宅造成を行い「ひだまりタウン」として子育て支援集合住宅の整備を行い、他市町村からの流入人口も増やすことができ、また、統合保育所「ほほえみ保育園」の開所による未満児の受け入れ、早期及び延長保育の充実など「子育てするなら舟形で！」を合言葉に、若者・子育て世代の環境改善にも努力して参りました。

また、農家所得の向上と農業振興を目指して、活気あふれる農業推進機構を新たに設置し、山形地鶏、紅大豆、おかひじき、行者ニンニン、ねぎなどの推進を図り、産地化に努めているところであり、昨年度のねぎの生産額は3,426万5千円まで伸びてきており、今後も更に伸びが期待され、ねぎの選果施設も本年度整備する予定となっております。

21年度は、ひだまりタウンの分譲を開始しました。併せて、ひだまりタウン子育て支援交付金や若者定住支援交付金、従来工法住宅建築支援事業補助金を新たに創設し、子育て世代への支援の充実及び商工業者に対する緊急経済対策を実施してきたところであり、現在までに5区画が売却されました。

また、舟形若あゆ温泉第2源泉の掘削も成功し、町民への憩いの場の提供、交流人口の拡大に努めて参りました。

20年度に引き続き、要望の強かった子育て支援集合住宅2号棟の建築及び若者定住モデル住宅も2棟整備し、子育て世代に提供することが出来ましたし、前年度創設したひだまりタウンの各種支援策を全町に展開するなど、若者支援や経済対策に取り組みました。更に、介護老人福祉施設「ほなみ」の建築も実施し、要介護者の待機解消並びに雇用の創出に努めるべく建築も開始致しました。

第6次産業の推進を図るため、町内13団体の代表による舟形町産業振興推進本部を設置し、特産品の開発にも取り組みました。その結果、クリスタル土偶やクリスタルストラップ、冷凍鮎弁当などの製造も始めましたし、世田谷区代沢小学校区の下北沢のローソンにアンテナショップを常設したり、東京新橋での物産交流への参加など、都市交流の拡大に努めて参ったところでもあります。

地域づくりについては、櫻井高崎経済大学准教授による地域づくり研修会を実施、現在までに9回開催され、太折町内会や木友町内会の自主防災組織化や要介護者を含めた避難訓練が実施されるなど、地域づくりの意識の向上に努めて参ったところでもあります。また、長尾町内会におきましても、ワークショップの開催や長岡市への研修会の実施などにより、話し合いが盛んに行われ、地域の課題を洗い出し、5年間の年次計画を立て、解決に努めて頂くこととなっております。

リーマンショックなどによる経済不況に対処するため、今までにない20%のプレミアム商品券も新たに発行し、商工業者の活性化にも取り組んで参りました。

22年度は、婚活事業を展開して参りました。この事業の展開にあたり、商工会青年部や青年団的な若者の組織も立ち上げ、多くの若い方々から色んな意見を聞いて、若者達から主体的に計画立案、実施をして頂き、地域づくりと婚活の両方の効果を期待して実施しております。また、老朽化し、懸案となっております

ました舟形診療所医師住宅の改築や大蔵村との広域消防署の統廃合も実現しました。

福寿野地区農業集落排水事業の完成に伴い、計画された全下水道整備計画を完了することができ、県内トップクラスの環境整備率になりました。

さらに、陶芸家、沼澤寛美さんの活動拠点を新庄市から若あゆ温泉地内に移転し、薫風窯を開設して頂き、観光情報館の開設と相まって、お菓子や陶器などのお土産品の開発や販売、陶芸教室の開催による交流人口の増に寄与して頂いておりますし、若者交流の拠点となるように期待しているところであります。

23年度につきましては、一般会計当初予算を36億2千万円とし、前年度対比で10.7%、額にして3億5千万円伸ばし、要介護者の待機解消と雇用創出を図るための介護老人福祉施設「ほなみ」の増床事業や農業振興と農業所得の向上を図るためのJAによるネギ選果施設整備事業、安心安全に暮らせるまちづくりとして、中学生までの医療費完全無料化や個人住宅の耐震化助成事業、長沢1号線等の流雪溝整備を計画しております。また懸案でありました体験実習館の管理運営について、指定管理者制度導入によるNPO法人への委託、そして小学校統合に伴い教室増築のための実施設計計画にも着手することとしております。

更に22年度繰越事業として、3億7,600万円を計上し、舟小駐車場の増設事業やほほえみ保育園の隣接地に整備する若者定住団地整備事業、各種公共施設の長寿命化を図るための改修事業なども計画しており、これらも含めると23年度一般会計における予算総額は39億9,600万円となり、積極的な予算編成をし、町政を預かって1期目のまちづくりに努力して参る所存であります。特に、3年間余りの雇用創出では、ウツシカワの撤退跡地に新庄市から(有)TICが昨年8月から移転し、22名の雇用で操業を始めていますし、新庄もがみ農業本店も新庄市から移転して頂き、新たな雇用創出、活性化を図ることができました。

また、舟形町保育所跡地を活用した介護老人福祉施設「ほなみ」が、今年度増床による雇用も合わせますと33名の雇用が創出され、要介護者の待機解消にも努めることが出来ました。加えて、緊急雇用対策事業として、21年度から今年度実施分を含めて158名、今年度計画のネギの選果場には約40名の雇用が新たに創出されます。

また、3月11日発生の東日本大震災の被災者支援も展開して参りまして、ピーク時には60名の被災者を受け入れ、現在も32名の方々をコテージ、町営住宅に受入れており、更に被災者の雇用対策も実施しております。

財政健全化への取り組みとしては、この3年間余りで、財政調整基金を2億2千万円積み増し7億7千万円に、公共施設等建築基金は1億8千万円積み増し2億2千万円に積み上げております。一般会計の借金である地方債現在高は3億5千万円減少させており、職員数に至っては、今年度も採用を控えることとしておりますので、10名削減することができ、堅実な財政運営に取り組んできたところであります。

また、昨年、舟形町の10年間の目指す新しいまちづくりの目標を定めるため、第6次基本構想を策定しました。基本構想には、行政課題や地域の課題に対し、町が展開する政策や施策の方向を明らかにし、町政を進めるための基本指針が示されております。

その具現化に向け過疎地域自立促進計画や辺地計画も策定し、議員各位におかれましては、それらを満場一致で決議を頂き感謝申し上げます。

この第6次基本構想には、次の4つの柱を掲げております。

1つ目の「安心して暮らせる住み良いまちづくり」としては、若者、子育て世代に対し住宅整備支援を行なうことや、若者が行政に参画しやすい環境の整備、地域医療や休日等の医療体制の充実強化、在宅医療・訪問介護・在宅介護・在宅リハビリテーションの充実、耐震改修支援など安心して安全な防災に強いまちづくり、きめ細かな除雪体制の整備充実、バイオ燃料の活用などによる環境にやさしいまちづくりなどを進めていくこととしております。

2つ目の「産業の振興と地域が活性化するまちづくり」としては、農林水産業の振興とブランド化の構築、農水商工観連携による特産品開発の推進、生産組織の組織化によりTPP・EPA・FTAへの対処、商工業の活性化や企業誘致への取組み、総合特区への取組み、NPOとの連携により観光客の誘致による交流人口の拡大、観光メニューの開発によるグリーンツーリズムの推進などを進めていくこととしております。

3つ目の「子育て・健康・教育の充実したまちづくり」としては、保健、医療、福祉、教育及び定住分野における子育て支援環境の整備充実、保・小・中一貫教育及び少人数学級の推進、補助教員の配置などによる教育レベルの向上、生涯スポーツの推進や指導者の育成による健康づくり・体力づくりの推進、高

齡者ボランティアの育成、生きがいづくりの推進による高齢者の社会参加活動の推進などを進めていくこととしております。

4つ目の「互助・共有・自立による協働のまちづくり」としては、ボランティア意識の醸成に努め、地域ボランティアの設立、ネットワーク化を図っていく。また、NPO法人の設立及びその活用を図っていく。更に、町民参加による自立型地域づくりや福祉のまちづくりを推進するとともに、男女共同参画の推進や女性、若者による行政参画の機会を創出し、女性・若者のためのまちづくりを推進していく。公共施設の効率的運営や跡地の有効活用を推進するため、民間活力の導入も図って参ります。財政面では、実質公債費率や地方債現在高の改善を図り健全な財政運営となるよう行政の企業的経営に努めることなどを進めていくこととしております。

只今、申し上げましたが、私は、先ず「出会い・ふれあい・支えあい～新たな結の創造～」の第6次舟形町総合発展計画を着実に前進させるため、「1期目の政策課題の継続」、「新たな地域防災対策」、「統合小学校課題への取り組み」、「定住促進」、「雇用の創出」、「婚活と子育て支援」、「農業・福祉・観光産業の推進」、「交流人口の拡大」、「農・商・工・観連携による第6次産業の推進」、「環境・新エネルギーの新たに取り組み」、「人材育成と地域づくりの活性化」等、これらの具現化のため、次の世代に思いを馳せながら、町民の皆さんが心豊かで安心して元気に暮らせるように、生きがいと自信、誇りが持てるように、人と人とが絆を結び合えるように、躍動感あふれるまちづくりのため、町民の皆さん並びに議員各位のご協力を賜りながら、2期目に立候補させて頂き、その任に果敢に挑戦し、誠心誠意努力して参りたいと考えております。

**8番：** 今、最後に町長は明確な第2期目に対する立候補の決意を明確に答弁して頂きました。舟形町を愛し、舟形町町民の生命、財産、安全を守るという熱意がひしひしと伝わってくるような、今の答弁でございました。

また、極め細かに3年間の町政を担当した成果を色々と申し上げて頂きました。その中で、町長の政策の目玉でありました、「活気ある農業推進機構500万の農業所得の向上を目指して」というキャッチフレーズで新たな事業が展開されました。現在、農業取得、500万円を上げている方が何名いるのか分かる範囲でご答弁をお願いしたいと思います。

**町長：** 今農業所得に対しては2人のようであります。以上です。

**8番：** 2人ということで、寂しい限りだと思っています。今まで色々な形で、この農業活性化の為に、色々と行政なり、町長なり、色々な補助金を与えながら一生懸命頑張ってきた成果が2件だけだと寂しい感じがします。これも偏に私に責任があるのかなと。農家をやっている関係上、責任があるのかなと感じました。

それから定住促進子育て支援住宅でございますけれども、舟形町はこのような雪国で、また高速道路のインターも近いのですが、なかなか企業が来ないと、誘致が出来ないと。ということであれば、雇用の場を他に求めて、そして舟形町はベットタウン化、住宅を増やして、そして定住人口の拡大を図っていくしかないのかなと私は感じております。その中で、子育て支援住宅なり、また住宅を建てる前に色々な補助金を上げたり、また先ほど4番議員の佐藤さんが言われた通り、やはり通勤の為の補助金を上げたり、他町村とは変わった魅力のある政策をすることによって、舟形町に一人でも二人でも多く定住してくれるのではないかと私なりに考えますが、その辺の考えを町長の方からお願いしたいと思います。

**町長：** 今、叶内議員がおっしゃる通りでありまして、まず何と言っても、今日の午前中でも答弁したかもしれませんが、この基本構想という10年間の大きな4つの柱がありますけれども、人口面ということで6千人にしようという大前提がある訳です。その為にはどうするかということになりますけれども、今の少子高齢化という世代の中で、少子化については子供を増やす、それから高齢化についてはまず長生きをして貰うということで、高齢者の方々についても、人生最大の任務は健康であるとまず健康で長生きして下さいと再三申し上げておりますけれども、今年から転入者につきまして100万円の支援を差し上げるというようなことで、この100万円の支援についても、ただ黙っていても人は来ない訳でして、この議会が終わりましてから、新庄最上地方は一円ではありますが、尾花沢、大石田の方までこのユニークなチラシをして宣伝効果を上げてみたいと。それと同時にこの企業に対する訪問、福田山工業地団、横根山工業地団地しかりであります。何とか職員を派遣して営業活動をやらせたらどうかということのをこれから考えてみたいということで、この平成21年度、22年度にしました、子育て支援住宅2棟、大変好評でありました。

それから若者定住のモデル住宅2棟、これも満杯です。ですから、このユニークな発想ということを掲げてすれば、転入者の増を図れるのではないかと思います。それと同時に、4番議員さん朝の通勤手当云々と言いましたけれども、そういう新しい発想というようなものもやはり良い面であるのかなど、これも検討したいと思います。

それから、この旧舟形小学校跡地に宅地造成をやっております。宅地造成まだ5戸でありますので、その後の5戸につきましても先程申しましたように、転入促進と合わせまして、各企業回りというものの良いのではないかと思います。実績というものは、ひだまりタウン総じてあそこの今61名、今人口なっています。その内、41名が町外からであります。ですから、あのような宅地造成、或いは子育て支援というようなものをすれば、やはり人というのは環境も良く、或いは安価な住宅政策というものがあれば来るのかなということがありますので、これも次の任期での重要な取り組みにしてみたいものだと思っています。

まず、何れにしましても先程農業所得500万円が2名というのは私も残念でありますけれども、何れにしてもこの500万円を目指すことには変わりありませんので、これからこの先程2番議員でしたか、3月に新しい農業にセミナーの開催、大震災で延期になりましたけれども、これを積極的にしながら、新しい新規の農業者に対する支援というものも当然考えていかなければならないと思っております。

何れにしましても、雇用の創出が一番であろうと思っておりますので、雇用の創出というのは企業の誘致もあり、農業からの雇用、観光からの雇用、或いは福祉産業の雇用というようなものがあります。この前、第6次基本構想のアンケート、1,177件町民から頂きましたけれども、その最たるものは何ととっても雇用の創出が一番多かったように思います。その中でも、観光産業に期待したいというアンケートも大分多かったように思いますので、それぞれの意見というものを参酌しながら、活性化に向けて努力して行きたいと思っております。以上です。

**8番：** 力強く定住促進に向けた色々なことを展開しようとする政策をお聞き致しまして、安心しているところでございます。

それから、目線を変えまして、財政健全化についてお話申し上げたいと思っております。財政健全化に対しまして、町長はこの3年間で2億2千万円程積みまして、そして現在7億7千万円の財政基金があるというお話です。これは大変な努力だと思います。住民の要望なり、サービスを低下させないで、そして財政の健全化を図って行くというのは、至難の業でございます。2兎を追う兎と同じような理屈でございます。財政基金の残高は多いほど良いのですが、なかなか今農業所得をはじめ、給与所得もなかなか低下している中で、町税なり、固定資産税なりもなかなか上がってこない。そのような中で、町長はこれから4年間でこの財政健全化を図って行くにはどうすれば良いのか。町長は合併問題の中で時期尚早という考えを表明しながら、まず身の丈にあった財政をして、そして健全化を図った上で合併に持って行くという持論のように感じております。私も合併に対しては、1市1町の合併ではなく、最上が一つになって、そして財政の健全化をしながら、そして最上全員の安全、安心を図るという点からいうと、合併は避けて通れない、これから大きな問題に浮上してくるのかなと私なりに感じているところであります。ただ、今合併特例債がないから、ちょっと一服、一休みかなという感じはしますが、舟形町をはじめ各市町村の財政は、だんだん厳しくなると思っております。その第一の理由は、今回起きました東日本大震災における経費であります。これからの復興予算は、国の予算関係は殆ど東日本大震災に回るかの大きな予算が使われ、そして、その煽りを食った我々弱小自治体には、地方交付税という形で減額になってくるのかなど。このようなことを言うと先の暗い話になるのですが、そのような考えの中で町長は、二期目の中で合併に対してどのような姿勢で取り組むのか、その辺をお伺いします。

**町長：** 3、4点程ありますけれども、まず一つはこの健全財政化の取り組みというようなことで申し上げますと、まずこの財政の基本原則を遵守するという事に尽きると思っております。前に言ったかもしれませんが、収支、均衡の5つの原則があります。長期安定の原則、住民サービスの原則というふうなことで、従ってメリハリのある予算運営というものをして参りたいと。今、基金の残高というようなものも7億、或いは公共施設がありましたけれども、これは当然公共施設の準備基金というものは、当然小学校の改築に利用するものがこれから出てくるだろうということを予測しながら積み立てを講じて参ったと。こういうことがありますので、先程の収支均衡の原則、長期安定の原則という財政の基本原則を守りながら、メリハリのある予算運営が第1点だろうと思っております。

それから2点目は行革の推進であります。今、叶内議員が言った通り、4年前、5年前の小泉さんの方

にまた戻るかもしれないという予測もあります。それは復興財源を地方財政からも削減するというようなことです。取り分け、国家公務員は5%か10%、給与の削減というようなものを今打ち出しております、これも早々法律で決定になるようです。然らば、地方の場合ですと、今出されているのが国全体で地方交付税を6千億円減額しましょうという案が今出てあります。これを舟形町に当てますと何千万円単位削減されるというようなことも、今年度、或いは来年度予測されるということも検討しなければならないと。そして、先程の行財政改革で昨年度2年間8項目について答申を頂きましたので、これをまず全うして取り組んで参りたいと。それと同時に集中改革プランというものをもう一回検証、或いは評価しなければならないであろうとなりますので、昔の5年前に溯ってでもこの集中改革プランというものも一考しなければならないと思います。

それから合併についてありましたけれども、合併については今の8市町村の首長は、そういう合併というのではなくて、広域連携事業というスタイルで今取り組んでおります。一つは、福田山工業団地の誘致、或いは今もう一つは徳洲会病院を中心にしての看護師の養成事業というものに今取り組もうとしております。これは看護師ですので女性の方でも男性の方でも結構な訳ですので、看護師というものが今不足であるということがありますので、そういう取り組みを今やっているということで。後、大きな意味では6次産業の推進ということで、これは最上町、舟形町どこの町村でも全部でありますので、この取り組みがありますので、合併ということではなくて、広域連携事業というものに今取り組んでいることを申し上げます。

**8番：** 2期目の町政担当に意欲を持って、これからの町政の執行、また予算の執行に力強くリーダーシップを取って、これから進めて頂くことをお願い致しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**議長：** 以上を以って8番叶内富夫君の一般質問を終結致します。

本日の日程は全部終了致しました。明日は各常任委員会等の開催のため休会とし、明後日9日午前10時より再開します。本日はこれにて散会致します。ご苦労様でした。(14:20)

平成23年6月9日(木)  
平成23年第2回定例会第3日目  
午前10時00分開議 欠席無し

**議長：** おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から3日目の定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。尚、申し合わせによりまして上着を脱いでも良い事になっております。自由にご脱着をお願い致します。

**日程第1**

**議長：** 日程第1 報告第2号 平成22年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長：** おはようございます。それでは私の方から説明させて頂きたいと思います。平成22年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。平成23年6月7日提出 舟形町長。

5頁でありますけれども、ちょっと読ませて頂きたいと思います。平成22年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書。款、項、事業金額、翌年度繰越額、財源内訳となっておりますけれども、はじめに事業名の括弧書きでありますけれども、きめ細かな交付金事業、繰越の総額が8,546万8千円になっております。そして事業と致しましては、定住促進団地造成事業から役場屋根等補修事業までとなっております。それから中程の下の方でありますけれども、括弧の住民生活に光をそそぐ交付金事業、繰越の金額が1,273万8千円になっております。内容と致しましては、自殺予防事業から中央公民館図書室等整備事業までとなっております。下の方でありますけれども、農林水産業関係、土木費関係が別紙の通りになっております。翌年度に繰り越す金額でありますけれども、合計欄の一番下の左から2番目でありますけれども、3億6,379万2千円を今回繰り越す事にしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

尚、財源等につきましては右側の方になっておりますので、ご覧になって頂きたいと思ひます。以上であります。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しの声があります。これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから報告第2号を採決します。報告第2号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願ひます。挙手多数です。よって報告第2号は原案の通り可決されました。

**日程第2**

**議長：** 日程第2 報告第3号 平成22年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**産業振興課長：** おはようございます。議案書の6頁をお開き願ひたいと思ひます。平成22年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について。平成22年度株式会社舟形町振興公社の経営状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により報告します。平成23年6月7日提出 舟形町長。皆さんのお手元に別紙資料として、こちらの方お渡ししていると思ひますので、まずこちらの方から先に説明させて頂いて、それから議案の方を説明させて頂きたいと思ひます。

1頁をお開き願ひたいと思ひます。これにつきましては、振興公社の概要、1番名称から最後の下段であります。尚、役員構成までなっております。舟形町が100%出資の会社ということで、議会の報告に報告するという内容になってございます。尚、昨年から変わった点としましては、役員の構成でございます。昨年までですと、奥山町長が取締役として入っておりましたけれども、今回抜けまして体制として4人になってございます。取締役の沼澤正信さんにつきましては取締役と書いてございますけれども、常務取締役という意味も入っておりますので、ご理解頂きたいと思ひます。それから、一部取締役の中山取締役の役が間違っておりましたので、これを訂正させて頂きたいと思ひます。申し訳ございません。

それでは、次の頁をお開き願ひたいと思ひます。1番目の町への繰越金でありますけれども、21年度は900万

円でありましたが、今年度22年度につきましては740万円、町への負担金として繰り入れを行っている所  
であります。

それからその下でございますが、施設の利用状況になります。項目毎に説明を申し上げたいと思  
います。温泉の入浴者数が14万556人、対前年度で84%、コテージにつきましては、1,365と対前年度で106%、  
同じようにテントサイトが①1棟、前年比で66%、バンガローが47棟の102%となっております。

その下になります。3番目の収入状況でございます。温泉コテージの使用料、それと食堂の売り上げ、  
こういった項目になっておりますが、この項目の中で軒並み減っているんですけども、その中で増えている  
部分としまして、コテージの使用料、それから受託事業として受託収入、これが伸びておりますけども、  
コテージ利用客の増と、それともう一つが受託事業としましては町から委託されております人材育成事業、  
こちらの方の受託の金額の増ということになっております。

それから雑入でございます。これにつきましては県民ゴルフ場の水道料金、貯金利息、それから障害者  
1名雇用しておりますけども、こちらの方の助成金、そして観光情報館の使用料という内訳になってござ  
います。

次の頁をお開き願いたいと思います。4番の支出状況であります。仕入れにつきましては、商品それか  
ら食材の仕入れでございます。2,273万3,224円、対前年比で87%ということになります。

その下の一般管理費でありますけども、監査会の旅費から一番下の負担金になります。この中で主なも  
のについて説明させて頂きたいと思いますが、監査会の旅費につきましては、委員の方々の日当と給与手  
当、これが増えておりますけども、今申し上げましたように人材育成事業の受託、それからその中には退  
職した職員もおりますけれども、そういった事も含めまして全体的に増額になっているということござ  
います。

その下段であります。法定福利費それから福利厚生費も人件費の増に伴いまして増えているという内  
容でございます。それから宣伝費、若干伸びが示してありますけれども、これにつきましては各種大会の  
協賛金で宣伝費を支出しておりましたけれども、その他に誘客を図る為にチラシを作成して、新聞折り込  
み等やったということで、この部分が伸びている所です。それからその下にあります、今回新たに  
研修費、交通費、旅費等ありますけれども、これを設けておりますけども、これは先程申し上げました  
ように、BGセンターの研修に職員派遣したという内容でございます。経理上ははっきりしておいた方が  
いいということで、昨年は無かったんですけども、新たに設けて経理上明確にしておいたものでござ  
います。

その下になりますけども、事務用品、消耗品が3倍程の金額増になっておりますが、これはパソコンの  
中のソフト、会計ソフトとかワードとかこういったものを更新したという内容で、この部分が増えており  
ます。

それから、支払手数料が2倍となっておりますけども、これは3年に1回建物を検査、それから施設の  
検査ということで、飲み水を含めて県の方に報告しなければいけないということがあります。こちらの方  
の手数料が増えているということでございます。

その下でございます。賃借料で1.5倍程伸びになっております。これは今回入浴券、これ券売機あり  
ますけども、これを更新したということで賃借料が増えてます。

それから、サービス費でありますけども、若あゆ温泉独自で、30回来て頂きますと、30ポイント差し上  
げて、1枚入浴券を差し上げるというサービス部門設けてやっておりますけども、その部分の経費とい  
うことでございます。

一番最後の最後になりますけども、負担金とこれにつきましては700万円程なりますけども、消費税を  
加えますと740万円になります。こちらについては、町の方の負担金、納付金として処理させて頂いたと  
いう内容でございます。

それから次の頁、グラフになります。これにつきましては全て税込額ということになっておりますけど  
も、一番右の欄、先程申し上げました平成22年度の温泉の収支状況ということでございます。収入は温  
泉コテージそれから町から委託料で1億2,230万5,078円ということで、仕入れ一般管理費、その下にな  
りますけども1億2,226万4,072円、こちらの方が支出ということで、その欄の間位に41,006円とな  
ってま  
すけども、これが余剰金と利益ということになってございます。

それからその下、就労部分でありますけどもこれにつきましては、町からの委託料の内訳を記載したも

のということであります。特に、その他の経費としまして、先程言いましたように情報館の使用料とか利子、そういったものがこの項目の24万円の中に入っているということになります。

全体的に傾向を見ますと、22年度につきましては夏の猛暑、それから冬の豪雪、そして地震の発生ということで、お客さんの入りがちょっと前年度に比べて、少なかったのかなということで考えている所があります。尚、県内公共施設の温泉を見ましても、同じような傾向となっているということであります。

以上、資料の説明になりますけれども、議案書の方8頁お聞き願いたいと思います。これにつきましては貸借対照表の説明の箇所になります。3月31日現在ということであります。左側の資産の部、流動資産になりますけれども総額で2,251万6,704円となっておりますけれども、内訳は現金、普通預金、それから町が出資している1千万円こちらの定期預金、売掛金、棚卸し分、仮払金の金額、その合計が先程言いました2,200万円の内訳になるという内訳でございます。

右の負債の部になります。総額は資本の部と同じようになりまして、同額の2,51万6,704円という金額になってございます。その内訳としましては、流動負債、これは7項目、一つが買掛金、それから未払金、これは未払金につきましては3月中の一般管理で支払う分ということで計上しております。同じように人件費、これは3月分の給与、それから未払法人税、これは22年度の法人税それから消費税、そして未払費用として3月分の入湯税と社会保険、これは職員の社会保険料になりますけれども、こういったものがこの中に含まれております。それから預り金でありますけれども、これは3月分の職員の社会保険の内訳と保険料の額ということで、その合計額が1,219万5,677円となります。

次に、下の純資産の部になりますけれども株主資本になります。1,032万1,027円、これは振興公社の資本金1千万円と後程説明致しますけれども、21年度、22年度の利益剰余金、この321,027円、こちらの方の合計金額となります。負債の金額としましては、今申し上げました流動負債それから純資産額合わせまして、先程申し上げました2,251万6,704円という数字になります。以上が貸借対照表ということでございます。

それから9頁お聞き願いたいと思います。これは損益計算書になります。売上高でございますけれども、これは資料の2頁で説明した内容であります。尚、この金額につきましては消費税を除いているということでご理解頂きたいと思います。温泉の売上につきましては8,320万9,611円、コテージが1,928万1,417円で合計1億249万1,028円ということが売上高となっております。

それから次の売上原価でございますけれども、これは21年度末の分としまして、棚卸し分が845,367円の数字になっているということでございます。それから、次に温泉仕入れということで1,136万4,412円、これを計上してありますが、その他に温泉食材の仕入れ929万3,754円、同じようにコテージの仕入れが77,743円、同じように食材の仕入れが97万1,184円、その合計から期末の棚卸分787,864円、こちらの金額を引いた額が2,174万6,596円、これが売上原価として計上している所でございます。

その下になりますけれども、売上総利益につきましては売上高から売上原価を引いた金額8,074万4,432円、こちらの方が売上高となっております。それからその下になりますけれども、販売費及び一般管理費、これは資料の10頁で説明した通りになっておりますけれども、その金額が合計となつてまして、売上原価の8,074万4,432円から一般管理費の9,461万5,070円、これを引いた額1,387万638円、これがマイナスとして営業損失額として計上させて頂いてます。

その下段の金額になりますけれども、営業外収入として先程来申し上げました貯金利息、それから緊急雇用分、施設管理委託料、県民ゴルフ場の負担金、こういった金額を合わせた金額1億4,001万832円、こちらの方を足してやりますと、さらに消費税に関わる調整金としまして688円、雑損金として計上しておりますけれども、その金額とそれから営業損失額、1,387万638円の合計を引いた金額、その下の数字13万9,506円、これが計上利益として計上されております。その13万9千円から法人税98,500円を引いた額が41,006円、これが今回振興公社の純利益ということになります。

次に10頁でございます。これは先程説明しました内容、販売額、一般管理費の内訳でありますので、割愛させて頂きたいと思います。

それから11頁につきましては、株主資本等変動計算書になります。先程も申し上げましたように資本金1千万円でございます。これに対して先程言いましたように、前年の残高が28万21円と今年度の純利益41,006円が加わりまして、合計金額としまして一番最後でありますけれども1,032万1,027円ということになります。

それから12頁になりますけれども、これは監査委員の方の監査、資料として添付したのになります。以

上長くなりましたけども、決算状況について報告させていただきます。以上です。

**議長：** これから質疑に入りますけども、その前に渡辺振興課長に申し上げますけども、幾ら資料と言えどもですね、簡単に議会の中で誤字の訂正などしないようにしっかりと確認して頂きたいと思います。

それではこれより質疑に入ります。

**6番：** 私はこの件に関してじゃないです。あゆ温泉の事についてご質問したいと思います。去る5月29日に各小学校の運動会があった訳ですが、あゆ温泉で毎年子供を含めた反省会と言いますか、そういう姿が10何年間もPTA共々続いておりましたが、今回も子供達が行って料理、或いは仕出しから皆全部任せてあゆ温泉の方からご馳走になったと話聞いております。ただ、その中で今回157とか食中毒の事件が各地域でありまして、その結果親達が漬け物なりいろんな物を持ち込んで、反省会もしたという話聞いております。ところが、その職員の方々から「これからは一切あなた方を引き受けません」というような強い口調で言われたと、そして父兄の方々も憤慨して、「我々の町のあゆ温泉を我々に来るなど言うのか」というような相当問題が大きくなったと聞いております。そういう指導しているのが、ここに振興公社の社長がおりますが、その辺の姿どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

**副町長：** 今の件ですが、私もある方からそういう事があったと聞いておりました。色々教育上の問題もあるのかなと思った所であります。と申しますのは、宴席、飲み食いの宴席の場に子供さんも一緒に同席していいのかどうか、ちょっとその辺教育面でいかなものかと私なりにも感じた所あります。ただ料理を持ち込んでそれが悪いというように言ったとは聞きませんでしたけども、そういった飲食の場に子供さんも同席して反省会をする事がいいのかどうかと、その辺はもう少し教育委員会の見解なり、学校なりの見解なども、これまでの学校等での飲食の機会があったのかどうか、教育的に先生方の指導がどうあるべきかということも検討させながら、今後対応したいと思います。ただ、職員がそういうように申し上げたということは宴席の場に子供さんが同席してはあまり好ましくないのではないかとということで、そう言ったというように聞いてますので、今後そういう点で教育見解等、学校等色々話し合いをさせて頂きたいと思います。

**6番：** 教育の面からという話がありました。確かにその発言は堀内の方々から子供達を飲み会に同席するという事はおかしいんじゃないかというような話もあったらしいと聞いております。しかしながら、今まで10何年間もずっと毎年毎年それを楽しんできた子供さん方も含めて、楽しみながら反省会を今までやってきた訳なんです。それが「そういう人達は来ないでもらいたい」というような強い口調で言われたという姿が私はどうして、そういう指導をしたのかなと。今社長の答弁分かりましたが、その点については教育長の見解はどう捉えていますか。

**教育長：** まず第1点に、どういう事実関係の中でそういう発言来たのか分かりませんが、私達としては子供と親が触れ合ったりする場ということについては大変重要な意義はあると思います。ただ、その中での節度の問題でそういうトラブルが起きたとするならば、実際の会合の持ち方についてももう少し両方共話し合った上でやって行けば何ら問題は無いかなと思いますけれども、基本的には学校行事の中で地域の方々、またご父兄の方々とも子供達の触れ合いの場を作っていくということは、教育委員会としてはその場の作り方については大いに歓迎すべき点だというのがありますので、持ち方について今後一考する必要があるという形で今議員さんと副町長の話の中での感じた所ありますので、もう少し教育委員会の見解を求められるとするならば、事実関係をはっきりした上で、教育委員会また教育長としての考え方をお話させて頂きたいと思います。

**6番：** 教育長の考えは分かりました。ただ、あゆ温泉の職員が何の権限があつて、そこまで「これからは使わないでもらいたい、そういうもの受け皿は一切しません」と言われたと父兄の方々も憤慨して帰った訳です。我々の町のあゆ温泉を使わなくていいのかと我々は好んでそういうようにして、町の施設を利用しようとして努力してるんだらうと、今教育長の見解の中にもあったように、子供達の触れ合いの場が飲食に伴う事が一緒にしては上手くないということと言われればその通りだと思います。ただ、折角の懇親会の賑やかな中で、皆楽しんでいた所、そう言われる、言う方もおかしいんじゃないかなと。「地元をあゆ温泉を利用しないでくれと言うのと同じだ。我々にそうならば利用は一切しなくても結構です。」というような強い口調で言う父兄もおりました。だから、今の振興公社の社長の言い分は教育上の問題とかいろんな話はするんですが、あなたは責任者として、それを当然の事と思っているんですか。答弁には一切何も触れてませんが。

**副町長：** その辺、これまでも色々運動会の機会各学校でも反省会はしていると思います。私の地区の富長地区でも、各集落持ち回りで公民館を利用してしていると聞いてますし、そういう時でも子供さんを入れてするのが好ましいのかどうかということについて色々含めて、教育委員会なり学校の指導なり、そういう事も考えながら判断させて頂きたい。その上で、それが触れ合いを重点にする必要があるとするならば、やっぱりお詫びを申し上げたいし、学校なり教育委員会なり酒席の場に子供を同席させるというのはあまり好ましくないという見解があるとするならば、今後そういう形での使用はご遠慮させて頂きたいと申し上げたいと思いますので、そういう点少し検討させて頂きたいと思います。

**4番：** 関連して質問をさせて頂きます。ちょっと新庄の方と交流をさせて頂いた席上で、若あゆ温泉の話になって、是非これだけは伝えて欲しいと言われて来た若あゆ温泉の事について、発言をさせて頂きたいと思います。

その職員の資質についての事だったものですから、これを関連付けさせて頂きたいと思います。ある女性の方ですけれども、ほぼ365日のほとんど舟形の若あゆ温泉の方に来られていたと。そして、今はもう行ってない。もう一年位行ってないということだったんだそうですけれども、その理由を聞いてみたら、女性特有のと言いますか、そういう内容だったんですけれども。女性と親しみを感じられるようなそういう話を職員とこの女性との間にそういう親しみを感じられるようなそういう会話が全くできないということだったんです。どういう事かと言うと、さりげない事なんですけれども、挨拶をする時にレジをしながら、「いらっしゃいませ」とレジを見ながらいらっしゃいませと言う。つまり来たお客さんを見て、いらっしゃいませとは言わないとこういう事なんだそうです。そこから、積みも積もって行って、何か自分達がお客が、私達女性が来ても、その仲間2、3人で来るんだったそうなんですけれども、来ても何かよそよそしい感じがして、そういう思いが募って行って、その方々のグループは来なくなった。行かないようにしたと言うんだそうです。是非考えて欲しいと、私達365日ほとんど行っていた、何百円かのその入湯税を払って来たんだけれども、それ一年にしてみたら、12、3万円位なるはずなんですけれども、それが2、3人となれば30、40万円になるはずだから、一人一人のお客の扱いを大切にしたいとこれを訴えて欲しいと言われて来ました。その約束を果たそうと思って今、質問させてもらっているんですけれども、是非職員には来たお客さんと友達になるという感覚で、よく話し合い、世間話でいいんだと思うんです。女性なら化粧の話でもいいと思うし、男性なら釣りや山の話、世間話、その他の世間話をする、そういうお友達関係のようなフレンドリーシップができるような職員の教育というのを望みたいということを社長さんがいらっしゃる所でお願いをして、これは是非できると思いますので、そういう事の積み重ねがやっぱり無いんで、大場議員が言われたような、そういう結果に繋がっても来るんだろうと思います。是非、よく来たお客さんと何でもいいから話をしようという、そういう指導をしていかれたらどうなのかなと思いましたが、私の意見と言いますか、アドバイスと言うんですか、提案をまずどうお聞きになられたか、まず検討お願いしたいと思います。

**産業振興課長：** ご指摘を頂きましてありがとうございます。基本的に利用者の目線ということで、社長以下、取締役は職員教育やっております。尚、今議員の方から言われた内容も事実そのものをきちんと職員の方に伝えるということ第1点でありますし、そういうものを言って頂く中で、取締役会それから職員を含めた研修の中で、きちんと先程申し上げました目線という線で、きちんと対応させて頂きたいと思っております。以上です。

**7番：** 決算報告書にはありませんけれども、私も前に質問させてもらいましたけれども、舟形町では福祉の町を掲げている訳ですので、若あゆ温泉に障害者が入れる施設、お風呂というので前も質問させてもらいましたけれども、今後のその取り組みとか考えというのはまちづくり課長から答弁頂いた訳ですけども、今後の取り組みとか一つお願いしたいと思っております。

**産業振興課長：** 以前に議員さんの方からそういう話、議会の中でも要望ということで頂いた事記憶しております。前、特別会計の時は休館日を利用して、障害者の方だけ入浴させるということもやってきました。こういった経過もありますし、構造的にもスロープにしたり、手摺を設けたりということで健常者だけでなく、使える施設でありますので、今提案頂いた中味をまず取締役会の中で検討させて頂きたいと思っております。尚、具体的に一緒に入って頂ける方がいるとか、それから利用時間帯の問題とかそういった解決しなければいけない問題もございますので、それから職員体制もありますので、じゃ明日からということにはならないと思っておりますけれども、十分検討させて頂きたいと思っております。

**7番：** 温泉の中には車椅子2台置いている訳ですけども、車椅子に乗れない方で乳母車と言うのあるんですね。あれも置いてもらった方が年輩の人が風呂場まで歩く廊下の間、結構ありますので、置いてもらった方が有り難いと思っております。あとは、同じ障害者でも同じ人間で若あゆ温泉のお風呂に入りたいというのは大半多くいると思います。それで、障害者の要望というので何とか早く設備をしてもらいたいという要望が大いにありますので、今後早急に取り組んでもらいたいと思います。

**産業振興課長：** 今申し上げたような事に対応していきたいと思いますが、ただ健常者の方と一緒に入浴となってくると、どうしても無理がございますので、先程申し上げましたように、時間帯とか体制とかそういったものきちんとして、利用して頂く以上は爽やかに来て良かったなど実感持って頂けるような取り組みをして行かなければいけないと思いますので、その辺十分検討させて頂きたいと思っております。

**9番：** 今年も温泉も地震によりまして、停電あるいは燃料不足、まして斜面の崩落ということで大変だったと思います。今課長の方から、状況報告受けた訳ですけども、収入なり支出の状況の中で突出してと言いますか、ちょっと目に付くのが、先程説明もありましたけれども、温泉の町からの受託収入ですね。受託収入と支出の業務委託費でありますけれども、この辺先程説明の中でこの受託収入については雇用創出と言いますか、人材育成の部分が離れた部分だということでもありますけれども、その部分の内容はきちんとかかかっていると思います。それで、この業務委託支出の部分の業務委託費の減額になった部分と、それから収入の雇用創出、人材育成について追加になった金額、もし分かれば内訳をお願いします。

**産業振興課長：** 人材育成事業につきましては、約400万円位になります。それとふるさと雇用ということで、舟形町の方の活気ある活性化機構、農業推進機構の方の人材とかそういった方々を雇用している所でもあります。それから、人材育成事業につきましては今回BGセンターの育成士研修ということで2名派遣しております。公社そのもの派遣事業ができますので、こういった派遣事業の方にこの経費を入れているということです。

それともう一つ、正職員が一人退職したということで、その金額が無くなって、余って委託事業が入ったということで、こういった金額になっております。以上です。

**9番：** 業務委託費が減額になった理由について。

**副町長：** 先程の受託収入関係でちょっと補足しますけれども、今渡辺課長申された通りですけども、きちんとして申し上げますとふるさと雇用で産業振興課に職員が人材派遣で1名おります。名前申し上げます。阿部孝行さんです。あと只今申し上げましたBGの育成士の資格取得のため、22年度BGの臨時職員2名を人材派遣で経由して、温泉経由で2名を雇用したと、温泉独自で人材、資格を取得させるという緊急雇用で調理師の資格を取るということで温泉独自で1名、温泉業務で雇用しました。その4名分の受託収入がこの金額に入っているというようにご理解頂きたいと思っております。

それから、業務費の減でありますけれども、当然入湯者、お客さんが14万人ということで非常に過去にない程人数が少なかったとこれも色々先程から出ていますように、昨年の夏場の猛暑なり、紫山・内山線の道路改良関係も影響しているというように温泉の方では言ってますし、今年の1月からの豪雪、震災での休業と色々な要因があって、お客さんが過去にない程減った訳でありますけれども、お客さんが減ったという段階で支出の方も収入の方も減になったということで、その為ということではなくて、一番大きいのは人数の減少による全体的な収入の減、支出の減と理由であると思っております。

**9番：** 業務委託費については分かりました。委託収入についてでありますけれども、今説明のようにその色々な緊急雇用云々で温泉、振興公社を運営して、人材育成、派遣をしているという話ですけども、頂いた資料の4頁、温泉の収支状況の資料1を見ましても、この町委託料については18年度から見ましても、近年に比べますとかなり突出した金額になっています。いわゆる人件費分を委託収入に含まれるというのであれば、支出の部分で給料、或いは福利厚生の部分にも反映してくるはずではないかと思っております。それが、去年と比べてみましても、500万円弱の私の計算では500万円弱ではないかなと思う訳ですけども、その差額というのは一体どこに行っているのかなと思う訳ですけども、その辺の説明をお願いします。

**副町長：** まず、4頁の資料の18年度からの町委託料等の額がありますけれども、この中に平成18年度は500万円位、これは指定管理者制度になった関係で利益の無い施設、あそこにグラウンド、あと広場とかそういう管理も振興公社に指定管理で管理をお願いしている訳です。収入の少ないものについては、町で支出して管理費用を算出しまして、管理をお願いしているという、この委託料もこれに入っているということでもあります。ただ、先程申し上げましたように、22年度は先程人材派遣関係でドンと増えているとご理解

解頂きたいと思います。

給料で、先程も渡部課長申し上げましたように昨年22年度の4月1日からは定年退職で1名が減になっています。あと8月から1名依願退職で減になっているということでもあります。その反面に先程申し上げました委託を受けた4名の方の人件費がプラスになっているということで増減が出ているというようにご理解頂きたいと思います。

**9番：** 言っている事は分かるんですけども、我々が知りたいのは単純にまずこの温泉そのものの経営状況だと思います。そういう意味では、人材派遣或いは受託事業の中に雇用創出の受け入れと言いますか、そういうものが入っている、いわばここにもありますように営業外収入になる訳です。そういうものが含まれてくると純然たる経営状況がどうなっているのかというのが、大変分かりづらくなってきているなどと思う訳です。この損益計算書を見ても分かる通り、実質営業収益というのは1,300万円のマイナスな訳です。そういう意味で、先程も言いましたように、純然たる経営状況というものを出す為には、できればそういう人材育成等の受託事業の部分というものはある程度切り離してできないものかと、まず一つ提案したいと思います。

それと、先程も言いましたように、副町長のと言いますか、社長の説明の中で温泉経営に指定管理者制度を設けた段階である程度町からの委託費は出すよとこれは理解します。しかしながら、ある程度振興公社としての企業努力というもので、そういう経営というものをを見て行ってもらいたいという願いもある訳で、指定管理者にした訳ですので、ある程度町からの委託料の基準と言いますか、そういうものもそろそろ設ける必要があるのではないかと思います。今回も負担金として、700万円位のお金が町の方に来る訳ですけども、出して行って来いでは金額的、数字的には動くんですけども、内容的にはその分余計に出したよというのでは何にもならないと思うんです。そういう意味で、先程言った委託事業については切り離してできないかということ一つと、それから町からの委託料についても一つの基準を設けて頂く事はできないかと、そういう時期ではないかなと思うんですけども、その事について伺います。

**産業振興課長：** 1番目の受託事業につきましては、全体的に今回受託も含めて、会社の事業として決算させて頂きました。尚、次年度以降、今あったように明確に区分した方が見る方、また説明する方、また利用者の方も含めて明確になると思いますので、今指摘された事項につきましては、内容検討させて頂きたいということで考えております。

それから、収入にならない例えば収入にならないとは言葉が悪いんですけども、公園施設とかゲートボール場、テニスコートはありますけども、本来町が健康増進、体力向上ということで設置したものにつきましては、確か記憶ですけども、委託当初電気料が幾らとかそういった掛かる経費を積算して、そして果樹園がありますけども農薬が幾らとか、そういった町が本来管理すべき項目として予算を計上して、その金額を積算の上、委託とさせて頂いたということです。ただ、分かりにくかった所が全体的に委託料の中に入れ込んでしまったということで、見にくくなった事は確かでございますので、1番目に申し上げた通り、区分しながら経理できる事で対応していきたいと考えております。以上です。

**2番：** 只今9番議員がした事に関連しますけども、まず一つが決算の状況を見ますと、貸借対照表の中に流動資産という形で載っておりますけども、現実建物もある、車もある中でそういう所の原価償却と通常はあり得る訳でありますけども、この辺が出てきていない、さらには先程来質問している通り、なかなか分かりづらい数字が入ってきているということで、本当の意味での若あゆ温泉の経営状況というものがなかなか把握しきれないというように感じられます。そういった中で、是非お願いしたいのはやはり若あゆ温泉の経営状況というもの出しながら、町として町の一部の施設として、唯一の舟形の温泉でもありますので、関わりをしていくという所でもう少し本当の実態にあった貸借対照表なり、損益計算を出して、これに対して町ではこういうように関わっていくと、基本的な考え方というものを決めていった方が私はよろしいのではないのかなと考えます。

**副町長：** 資料の1頁ご覧になって頂きたいと思うんですが、4番目の事業目的、振興公社という会社が事業できる目的であります。ここの(6)になりますけども、労働者派遣事業法に基づく人材派遣業務、これに基づいて振興公社は人材派遣、人材を色々な所に派遣できるとなってます。そういう事から先程から申し上げてますように、4名の22年度職員を雇用したり、派遣したりということでもあります。ですから、会社としての業務でありますので、それを私も疑問に思っただけで別会計できないかと温泉の担当の方に聞いたんですけども、会社としての業務の一つだと、派遣業務というものも業務の一つだと決算は1本で結ば

れるものではないということがあるようですので、そういうようにご理解を頂きたいと思います。まず、1点はそういうようにご理解願います。

今、ご質問ありました建物の資産が貸借対照表に出てないとそういうことですが、これまでもお話ししてมาすように、温泉の施設全て備品もお皿一枚、全て町の財産であると、温泉の財産というのは全く無いと。ただ、運営、経営を町から委託料なり何なりを払って運営だけをお願いしているということでありまして、振興公社としての備品、資産というものは一切無いと経営だけをお願いしているのご理解頂きたいと思います。経営内容が分かりにくいということでもありますけども、先程申し上げましたように、派遣というそういう事があるものですから、色々分かりにくい点もあるかと思ひますけども、そういった派遣業務を事業の一貫であるということで、決算も一つに結ばざるを得ないという事情が決算上の事情があるようですので、そういうようにご理解頂きたいと思ひます。

**2番：** 会計につきましては、理解できる場面もある訳でありますけども、議案書の9頁の欄で先程9番議員も申しておりましたけども、私が一番気になるのが営業損失金額1,387万638円と、この数字が雑収入1,396万8,118円これで帳消しになって、最終的には13万9千円の黒だよという形になっている訳でありますけども、この辺の所私からすれば先程9番議員も質問した通り、もう少し営業損失が一体幾らなのかという所を見る為にも、先程言った派遣関係の金額等は上に持って行って、本当の損失金額が幾らなのかという所をきちんと出していった方が私はみんなが分かりやすいんじゃないかなと、この数字だけ見ますと1,387万円の赤字なのかというようになってしまうので、これについては考えた方がいいのではないかなという提案であります。

**副町長：** 私もこの損益なり貸借なり不勉強な点がありますけども、その辺明瞭にできる決算の仕方があるとすれば、そういうように次回からしてみたいと思ひますので、勉強させて頂きたいと思ひます。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから報告第3号を採決します。報告第3号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって報告第3号は原案の通り可決されました。

### 日程第3

**議長：** 日程第3 議案第30号 平成23年度舟形町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。朗読説明をお願いします。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑につきましては頁款項目を明言されできるだけ簡潔にお願いを致します。

最初に歳入についての質疑を許可致します。

**4番：** 歳入で、頁数で言いますと8頁の地方債の補正ですけれども、ちょっとポイントがずれている時もあるかもしれませんが、久し振りだということで許して頂いて、地方債の収入についてですけれども、8頁の地方債の補正の中の利率についての質問をさせて頂きたいと思ひます。この利率の内容に、借入先との協定によるという文言しかなくて、要するにこの地方債を借りた時の%の提示がないままに、我々は議決をしていっているという所があるかと思ひます。つまり、議決をした後に%が決まるということにちょっとした不安を感じる訳です。議決をした後に、好きなだけと言ったら語弊がありますが、その%が決まってくるという所に議決をするという重みが、重ねた場合に分からないものへの議決をするということに対して、そういう事でもいいのかなというように思う所から、まず借入先との協定によるというのはどういう協定があるのかということの一つ、まず最初に質問させて頂きたいと思ひます。

**総務課長：** それでは4番議員さんの方から今地方債についてご質問がありましたので、お答えしたいと思ひます。

今回も第2表で地方債の補正ということで変更、それから追加2件上げている訳でありますけども、議員もご理解していると思ひますけれども、これは地方自治法の第230条第2項におきまして起債の目的、起債額、起債の方法、それから利率ですね、それから償還の方法ということで、ここに記載されておりますけれども、それを予算でこれを定めなければならないとなっております。これは議会の議決がこのように

必要であるということを地方自治法の第230条で謳っております。

ご質問頂きました利率の件でありますけれども、ここの項目と致しまして、借入先との協定によると漠然とした表現になっておりますけれども、例えばですけれども、過疎事業とか辺地対策事業ということでそれぞれいろんな起債をお借りしまして事業をやっている訳でありますけれども、例えば昨年度太郎野の方の町道整備事業、辺地対策事業、太郎野地区が辺地に指定されておりますので、総合計画に基づきまして辺地事業で事業を行っておりますけれども、例えば22年度に例を取りますと、22年度の4月の段階で町の方から山形県また財務省に対しまして、起債の計画の提案を行います。町ではこの位の起債をお借りしたいという計画を4月の段階で出します。その後、当然変更等もありますし、または事業は全て完成した後でない正式な申請はできませんので、前回の例を見ますと平成22年12月に入ってから、財務省の方から町に対して、財政融資資金、以前ですと、名称としまして資金運用部ということで郵便貯金とか年金とかそういった財源利用している訳でありますけれども、そういった感じの貸付の通知が昨年ですと12月に来ているようです。それを受けまして、町の方で平成22年、年度越えますけれども、4月に入ってから町の方から財務大臣に対しまして、起債の正式な借入の申し込みを申請しております。そして自主的に借入を行います日にちと言いますと、年を越えた5月、前回の22年度の事業ですと、平成23年5月26日に借入をしております。借入をした時の金利が問題になってくる訳でありますけれども、先程申し上げましたように財政融資資金につきましては財務省の方で今の金利はこの位ですと、例えば据え置き期間とか借りる期間によりまして、今の利率がその都度出てきております。変動しますと当然変動性ですので上がったり、下がったりする訳ですけれども、そういった利率を財務省の方ではホームページでもずっと提供しております。実質的に私達が借り入れしました返済、5月26日の方に借入した訳でありますけれども、この時の利率は0.8%となっております。ですから、例えば新年度の予算は3月に議決する訳でありますけれども、4月から始まりまして実質的に次の5月に借入する訳でありますので、どうしても1年以上位経って実際借りる時の利率、公的な資金につきましては財務省の方で決めております。また、事業によりましては、一般単独事業債のように市中の銀行、農協さんも入りますけれども、銀行から借入する場合がありますけれども、そういう場合でも入札と言いますか、きちっと見積を出して頂いて一番安い所、金利の一番安い所から借りるようにしておりますので、どうしても利率の表現としましてはその時の借りた時点での利率ということで、実際に予算を計上する段階では分からない訳でありますので、その時の借りた時の公的基金でありますと国の方で、財務省の方で利率を決めてますのでその利率で、また市中銀行等から借りる場合には入札制度で一番安い所と契約しましてそのお金を借りるということになっております。国のお金でありますので、日本銀行の新庄代理店でありますこの辺ですと山形の新庄支店となっておりますけれども、そういった手順を踏んでしておりますので、利率につきましてはその時点でないと分からないということで、こういう表現になっている事をご理解頂きたいなと思います。以上です。

**4番：** はい、そうしますと今回の地方債の補正なんかも一年後とか実際入ってくるのはそういった一年後、当分入って来ないということの認識でよろしい訳ですね。それで、こういった議決は何度も補正の度にこうやる訳ですけれども、実際我々からしてみると一体何件の地方債が存在しているのかというのがほとんど分からない状態で、しかもさらに何%で借り入れていたのかということが分からない状態になっていたと思うんです。もしかしたら、出ているかもしれないんですけども、少なくともこの予算書の中には%は出ていませんでした。総額しか出ていないということで、私の記憶では今までは%というのはあまり見た事がないなと思いますので、是非今回私はこの資料の請求をしたいと思うんです。今、舟形町には一般会計、或いは特別会計の中の簡易水道や農業集落排水、公共下水などに存在する地方債の借入の項目、何項目あるのか、そして利率%で借りているのかという資料を請求したいと思います。そして、初めて今舟形町にどれ位の借金があって、この地方債を補正していくべきなのかどうかということが、できるようになるかと思っておりますので、ちょっとお願いしたいんですけども、どうでしょうか。

**議長：** 今ですが、4番議員から起債の利率についての資料が欲しいという申し入れがありましたけれども、皆さん方にお諮りしたいと思いますけれども、4番議員の資料請求に対しまして、許可する事にご異議無い方は挙手頂きたいと思っております。挙手多数です。それでは議運を開かせて頂きますので、若干の間時間を頂きたいと思っております。

それではこの場で若干休憩お願い致します。(11:34)

**議長：** それでは休憩前に復して再開致します。(11:38)

高橋総務課長、今の件についてご説明をお願いします。

**総務課長：** それでは4番議員さんのご質問でありますけれども、9月の決算議会の時に配布している資料がございますので、一覧表がございますので、それを休憩後にお渡ししたいと思います。また、一本毎の記載の状況ということで、その記載台帳の件を言われたと思いますけれども、もしよろしければ総務課の方でもきちんと台帳整備しておりますので、いつでもご覧頂ければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**9番：** 細かい事でもう一つですけれども、一つお願いします。12頁の15款2項3目の衛生費、県補助金放射性測定器の購入費補助金というようにありますけれども、この放射性測定器については購入したのかどうかということをお願いします。

**総務課長：** それではお答え致します。福島的第一原子力発電所の事故に伴いまして、今健康被害と放射線に対する非常に問題になってますけれども、例えば新聞の方ですと山形県内では山形市と米沢市ですけれども2箇所につきまして毎日数値が出てますけれども、ただ今回山形県の方でも購入費の2分の1を補助する事になりましたので、聞きましたら限度額が63万円、特定の測定器を想定してそれを上限として、その範囲内の2分の1の補助金出しておりますので、町の方でも色々心配される方がおりますので、これから予算通りでしたら、これから購入をしていきたいと考えています。

**9番：** 項目が衛生費の補助金ですので、メインとしては環境面の測定となるのかなと思うんですけれども、今課長の答弁の中にもありましたように、この放射線については農作物への被害でありますとか、色々な面での問題があります。そんな意味で、是非とも購入後の使用については有効活用ができるようなそういう規定と言いますか、そういう活用を図って頂きたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって歳入についての質疑を終結致します。続きまして、歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を許可致します。質疑ありませんか。

**4番：** 17頁2款の中の防犯対策費74,000円の防犯事業の使い道と、19頁労働費の中の緊急雇用対策事業の中にあります消耗品費30万円、諸車借上28万円、これちょっと額が多いように思うんですが、その内容をまず答弁頂きたいと思ひます。

**まちづくり課長：** まず、17頁の防犯事業の74,000円の件でございますけれども、これにつきましては向山地区から防犯灯3基要望されておりますけれども、その事業費が24万6,000円となっておりますので、その町の防犯灯設置補助金の規定に基づきまして、その30%を補助する事にしておりますので、その30%分74,000円を計上しているものであります。

それから、2点目の労働費の件でございますけれども、これにつきましては4月5日に県内の全市町村に対する県の説明会がございましたけれども、その席上2点程質問して参りましたけれども、被災者の雇用対策が必要であるというように町長の方から、町長の姿勢がありまして緊急雇用で対応できないかというように質問して参りましたけれども、それを受けまして、その時にはなかなか難しい重点雇用とか、そういった中でしかできないということでもございましたけれども、県の方で4月下旬に被災者雇用の為に、新たに被災者だけの特枠ということで対応する事になりました。町の方でその時には32名の被災者の方がいましたけれども、それらの方々には説明をして申し込まれた方が3名ございましたので、その3名分の予算を計上しておりますけれども、その中で消耗品それから諸車借上料でございますけれども、町の方としましてはその被災者の方の仕事の内容が作業的な仕事を望むということがありましたので、温泉の方の仕事、それから草刈りとかいろいろな事業がございますけれども、その消耗品についてはペンキとかそういった物、それから作業員の作業服等、そういったもの想定しております。大きい部分に占めるのが、コテージ関係のペンキ塗りの材料代ということになります。それから、諸車借り上げについては、その出勤簿関係を温泉の方に管理と言いますか、時間管理をして頂いておりますので、そこから草刈りの現場、そういった所に行ったり、役場庁舎の方で仕事をしたりする為の車が必要になる場合がありますので、それらの借上料を想定しております。これについてはレンタカー業者の方に単価を聞いて1ヶ月4万円ということでございましたので、それらの緊急雇用の期間で県の方から認められている6ヶ月間の分を計上しているということになります。その他4万円分についてはいろんな機械の借り上げということで計上しております。ちなみにこの所につきましては、財源の内訳をご覧頂ければ分かりますように、全額県の基金事業という

ことで、350万円については全額県の方から交付されるものでありますので、付け加えさせていただきます。以上です。

**4番：** はい、ありがとうございます。この30万円の消耗品費ということが、3人分だとすれば妥当で、さらにこれにペンキ代も含まれているということであれば尚更よろしいんじゃないかなと思います。それから諸車借り上げも額が大きいと思ったんですけども、レンタカー会社からの借り上げという分であるならばそれも理由が適正ではないかなと思います、これは納得致しました。

あともう一つ、向山地区の外防犯灯の件ですけれども、この防犯灯の整備に即座に補助金を出して頂いた事には大変迅速だなと思うんですけども、これを言うのはやはりこの町内会長会議の中での話が今回の補正ですぐ上がって来ているのは迅速だなと思って、非常によろしい事だなと思うんですけども、その中でもう一つちょっとだけ、防犯灯からはそれですけれども、災害時のそういった事についてもちょっとお話が触れたもんですから、関連してお話をさせて頂きたいと思います。向屋地区の方々が万が一何かで停電なり災害なりが起きた場合に、集まる場所が無いという話があったというように思います。集まるべき所が1区画取ってあるということだったんですけども、そこが非常に草ボーボーで集まりにくいということで、そこら辺の所も何とかして頂けないかという話があったと思うんですけども、そういった所の対策なんかも考えて頂いているんでしょうかということをお聞きさせていただきます。

**まちづくり課長：** 今の質問は向屋地区のお話でありましたけれども、ちょっと私の方のまちづくり課の方については向山地区の草と言いますか、残地として残している部分についての草を刈ってほしいという要望が来てますので、それについては職員が刈らざるを得ないだろうと思っております。その他の町有地につきましても、職員並びに委託費を取ってですね、そういった所については草刈りをしている所がございますけれども、なかなか全部回りきれない部分もございますけれども、そういった所についてはまちづくり課の方にその草刈りの時期に申し出て頂ければ、それなりの対応をしたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

**4番：** 向山地区は非常に若い世代が多く住んできている地区でございますので、言うならばどのようにして、まちづくり、部落づくりをしていったらいいのか、或いは災害対策をして行ったらいいのか、どのように役場との交渉を進めて行ったらいいのかということが分かりにくいと思うんです。そこをやっぱりサポートしてあげられるのが町職員の仕事でもあるし、我々の仕事でもあると思うんですけども、是非そういった所の若い人達が住む所の環境整備、或いは防災対策・防犯対策というのを怠りなく是非進めて行って頂きたいということをお聞きしたいと思います。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を終結致します。続きまして、歳出の第6款農林水産費から第13款予備費についての質疑を許可致します。

**6番：** 私からは、22頁の水産業費についてご質問致します。201万2千円という補正予算取っている訳ですが、これは三光堰の養殖場の補修事業補助金としてなっております。これは、三光堰が鮎の養殖をまた再開するのですか。それともどうなっているのか、その辺お聞きします。

**産業振興課長：** この農林水産業関係の予算でありますけれども、基本的には若あゆまつりに供給して頂ける、その鮎を小国川漁協さんの方に委託して、そして出して頂くということです。その養殖のための施設を土地改良区さん、三光堰の施設ということで利用させて頂くということになっております。尚、昨年の実績見ますと、初日が6,000、それから16,000ということで22,000人のお客様がお見えになりました。それで、次の日の2時頃でしたか、鮎そのものがお客様多く来ているということで供給できないということで、業者さんの方に約300匹位お願いして出して頂いたんですけども、それでもやはり足りないということありましたので、その総数を見ますとやっぱり9,000匹位しか供給できないと、実質的には12,000から15,000尾位必要だということで、それを地元の方で提供したいということで、この予算を計上させて頂いたということがございます。

**6番：** 中味は分かりました。ただ、この養殖場の補修工事が総額で幾ら掛かるのか、まだ今回の補正が200万円余の資金を出す訳なんですけども、幾らの工事にどれ位の補助をするということもお聞きしたいと思います。ただ、毎回いつも言っている通り漁業組合がおんぶにだっただけで、このように補助金、補助金としてずうっとやっている訳なんです。だから、どこまでが援護しなければいけないのかなと私なりに

不思議に思っている次第です。今の額面とその姿がどうなっているかをお聞きしたいと思います。

**産業振興課長：** 工事内訳をまず申し上げたいと思いますけども、4つある中の池、その1箇所補修する工事費としまして、168万円程計上しております。それから、ポンプ攪拌、揚水するためのポンプでありますけども、それが33万2千円程合わせて201万2千円となっております。尚、補助ということもございますけども、100%補助としております。と申しますのは、先程申し上げましたように今回供給して頂くのが、若あゆまつりに不足する部分、それから若あゆまつりで供給して頂く分を何とか確保して欲しいという私共町の方の事情もございまして、そういった事で漁協さんの方をお願いするという事で、補助金という形でありますけども、先程申し上げましたように、100%の補助ということで運営して頂くということで考えております。以上です。

**6番：** 先程も私も言いましたが、手厚くそういう若あゆまつりの為にだけ、漁業組合にそれだけのする、三光堰が養殖業した時には確かに三光堰も儲けは無かったそうです。一匹何十円しか儲からないと、それで漁業組合に移行したとは思いますが、ただそこまでして鮎の養殖を支えなければいけないのかなという点と、今後もその生け簀と言いますか、それを作った後に管理が徹底しなければまたひびが入ったり、やはりいろんな弊害が出てくる可能性があると思うんです。その辺の対策も含めて、これまで補助をしてやるとなれば若あゆまつりだけじゃなくて、やっぱり管理の方も徹底して行かなければ前に進まないんじゃないかなと、前にも言われたように漁業組合に対する補助というのは前回も出ておりますが、削減をするものはして、こういう新しい事業には事業費として付けるという姿も考えなければ、いつまで経っても補助体制でしか、何も前に進まないと私なりに考えております。その辺も含めて、今後の体制づくりをこれからどう考えて行くのかお聞きしたいと思います。

**産業振興課長：** 昨年につきましては400円の鮎をそれぞれ業者さん50円、それから町の方で50円、漁協さん50円ということで、手頃な値段で買って頂くということで、舟形町の鮎を提供してきた経過がございます。それによって、舟形町の鮎を広くPRする、また食べて頂くということで組んで来た訳でございますけども、まずこれから管理も含めて、末永く供給して頂くという観点でございますので、当然土地改良区さんの方の財産であります。管理、それから運営そういった事も含めて、きちんと対応して行きたいと思っております。尚、今回任せきりということではなくて、町の方もあくまでも若あゆまつりを成功させる一環という位置付けでございますので、今議員言われた通りに対応もきちんとして参りたいと考えております。以上です。

**9番：** 私は今課長の答弁にありましたように、あゆまつりに供給する鮎を確保するための補修ですと、これは結構な事だと思います。ただ、ここに補助事業というように補助金とある限りは、事業主体というものははっきりすべきでないかなと思うんですけども、先程からの課長の答弁を聞いてますと、改良区の三光堰維持管理組合なのか、舟形町漁協なのかよく分からないので、その点をまず一点。

それから、この養魚場の貸借と言いますか、先程の話にもありましたように、三光堰の管理組合が有償で漁協の方に貸しているという話のようですけども、その中で補助率何%は別としても、やはりどういう事業でやるのか、その辺はきちんとはっきりすべきではないかなと思うんですけども、その辺事業主体とどういう補助事業の中で行う事業なのかをお願いします。

**産業振興課長：** 事業主体につきましてはあくまでも管理している所有している舟形町土地改良区ということで考えております。それから、事業ということでもありますけども、基本的には産業振興の中の水産部門の振興ということでこの事業を使って造成して行きたいと、但し特例としまして先程言いましたような補助率につきましては、町の方の振興ということありますので100%町負担金と、補助金ということで対応していきたいと考えております。

**議長：** それではここで午後1時まで休憩致します。(12:00)

**議長：** それでは休憩前に復し質疑を再開します。(13:01)

**1番：** 先程の件に引き続き質問させて頂きたいと思っておりますけれどもよろしいですか。先程、土地改良区が事業主体で修繕する費用に100%補助の200万円という形をご答弁頂きましたけれども、100%補助というのはいろんな意味で町で定めている規定がある中での補助なのでしょうか。

**産業振興課長：** 先程、若干工事関係で説明申し上げる所忘れてましたのでそちらの方説明させて頂きたいと思っております。場所につきましては長尾の養魚の池の修繕になります。去年までですと、水槽が6つありまして、調整の池はその他2つあるんですけども、その中の酸素3つを使って養殖をさせて頂きました。

これは土地改良区の池を小国川漁協さんの方で借りて、そこで若あゆまつりの鮎を育てて頂いているということで、それでは12,000尾までいかないということで、今回休んでおりました3つの内の一つ、それを修繕しまして合わせて4つの池で鮎を養殖するというので考えております。これにつきましては、基本的には先程来申し上げましたように若あゆまつりの為の鮎、これを不足させる事はできないということで、逆にこの施設の稼働がなければ若あゆまつりで鮎が供給できないということで、若あゆまつりそのものも存続が危惧されるということございまして、当初県の補助事業を頂いて、創意工夫という事業あるんですけども、約1千万円位の事業で3分の1頂いて、町がやりたいと考えておった訳ですけども、町が事業主体となるということは、先程申し上げました若あゆまつりの主催者が町でございまして、そういう考え方で進んで参りました。しかしながら、一つが財産そのものが土地改良区さんの財産であるということ、それと本来であれば町の方でその養殖をやればいいんですけども、技術的にもまた人材的にも投ずる事ができないということで、小国川漁協さんの方をお願いしたいという経過がございまして、先程来申し上げましたような町100%で本来町がやらなきゃいけないということもございまして、また財産そのものが土地改良区の財産ということもございまして、先程100%ということで補助率としております。

先程の質問の中で産業振興事業という事業がございまして、これにつきましては、それぞれ水産業の振興ということも産業の中にもございまして、それをベースにしまして、新たにその補助規定を改正するかということは今後の課題になると思うんですけども、その補助事業の中で執行したいと考えております。尚、その中味につきましては、これは明確な100%とか何%とかございませぬので、予算の範囲内とかそれから町長の定める額とかそういった事がございまして、より明確にする為に先程申しました今回の特例としまして、100%補助という補助率を設けて執行したいと考えております。以上です。

**7番：** 1番議員も100%ということ言われたんですけども、まず漁協に対しての今まで様々な補助金はある訳ですけども、100%の出資というのはちょっと。集落でも様々なボランティア活動をやっている訳です。草刈りとか水路揚げとかやっている。それにはガソリン代もないというので、集落で本当に困っている事があるんですけども、この漁協に対しての100%というのはもう少し考え物ではないかと思っておりますけども、課長これはどうですか。

**産業振興課長：** 一つが事業主体でございまして、小国川漁協ではなくて舟形町土地改良区ということで考えております。

尚、一存の今ある産業振興事業につきましては、事業主体につきましては今までそういった事が想定しておりませぬので、小国川漁協さんだけが事業主体になると明記になっておりますけども、それも含めて規約改正、補助金規定を改正して、そして土地改良区さんの事業についても趣旨的には先程申し上げました本来町が振興するための若あゆまつりの鮎の養殖ということでございまして、その辺をこの産業振興規定の中で変えながら、そして執行していきたいと考えております。

くどいようございまして、舟形町の主催するイベントの為の鮎の確保という位置付けをしておりますので、本来町が実施すべきかなという所を施設関係が土地改良区さんの物になりますので、100%の補助ということで維持管理につきましては6番大場議員が言われたような適正な維持管理ということで、執行していきたいと考えております。以上です。

**7番：** そうすると、合わせると410万円位なる訳ですね。補助出しているのは、若あゆまつりで経費掛かるのは4、500万円位掛かる訳ですね。合わせると1千万円、今年はこの分若あゆまつりに対して、掛かる訳ですけども、この修理は今年度だけだと思っただけでも、この若あゆまつりにだけを養殖、補修工事、後は一般販売するということはないでしょう。若あゆまつりだけの鮎の利用、使う鮎だけということですね。

**産業振興課長：** 今回200万円程補助金ということで予算計上しておりますけども、トータルで400万円になるというのは放流委託事業、それから組織育成ということで23万円程の予算、それに今回修繕が200万円ということで合わせて400万円になるということでございまして。

尚、水産業の事業主体につきましては、ちょっと誤解があると思うんですけども、小国川漁協さんではなくて舟形町土地改良区さんの方へ、その施設を修繕するというので、土地改良区さんが事業主体になるということで考えている所です。

それから、今回稚鮎放流につきましては、基本的には12,000尾、若しくはそれから若干増えると思っておりますけども、あくまでも若あゆまつりの方に供給して頂けるような匹数をお願いしたいということでござい

ます。もう一つは増える分につきましては余分に丁度ぴったりということはないと思いますので、死ぬ場合もありますので、そういった事を考慮して、増える場合もありますので、これは全て若あゆまつりということではなくて、他に販売する場合もあると思いますけども、そういった事も含めて今回お願いするということでもあります。

**議長：** 産業振興課長、話聞いてみると補助というのに100%補助、補助規定というものがあり得るのか存在するのか、その辺の所聞きたいのかなという感じがするんですけども、その辺ちょっとお答えできますか。

**産業振興課長：** 現在100%補助という要綱そのものはございません。ですから、先程来申し上げましたように今回主催事業であります若あゆまつりということの維持存続ということも含めて、水産業振興事業の中の特例として今回補助規定を設けて対応したいと考えている所です。

**9番：** ありがとうございます。整理させていただきますけども、まずこの事業について冒頭に申し上げましたように決して反対している訳ではありません。ただ、その事業のやり方について先程の課長の答弁では、その土地改良区が事業主体だということ強調しておりますけども、先程補助規定云々から行きますと、課長の答弁に出ましたけども「町長の定める額」とあるのは確か水産業事業補助金だと思うんですね。それには、今度は事業主体は小国川漁協が関わる事業にと項目があるはずですよ。そうしたら、小国川漁業が事業主体ですよとあれば分かるんですけども、それはあくまでも土地改良区が事業主体となれば、我々から見れば農業振興の補助金かなと思う訳です。すると、ある程度いろんな補助金がありますけども、大抵農業振興に関しては10分の1.5とか2.5、中には限度200万円というように限られた、それがほとんどのはずなんですよ。そういう中で、特例を設けてということであれば特例を設けるのが先かなと私は思うんです。これをやってしまって、ここは議会ですから、議決をしたものに対して、ここは特例を設けないとできないから、特例を設けますというのは違うのかなと思うんです。

一つ提案しますけども、町の最大のイベントであるあゆまつりに使う鮎の確保する為にやるんだと、これは私も分かります。であれば、例えば5年間なら5年間、土地改良区からその生け簀を町で借りて、壊れたまま漁協に貸す訳いかないので修繕費として、それを修繕して、貸し付けますといわゆる修繕費ですよと言われれば分かるんですけども、そういう形にしてはいかがですか。

**産業振興課長：** ありがとうございます。まず結論から申し上げますと、今提案して頂いた内容、最もだと理解しております。町の方で借り上げて、そしてそれを漁協さんの方と業務委託ということであれば、筋という言葉は変でありますけども、対応できるのかなと思っております。そうしますと、借り上げる訳でありますけども、基本的には町の方で修繕するという形になるんですが、財産そのものが基本的に土地改良区さんの財産になってくるということもございますので、その要綱等につきましては本来予算が可決されて、それに基づいて執行する為の規則を設けていくという従来私自身の考え方がございますけれども、今指摘して頂いたようにきちんと対応するような規則を前後しますけども、設けながらそしてやって行きたいと思います。結論から申し上げますと、冒頭に申し上げたように、町の方で借り上げて、そして修理するような方向で進めて行くように、これから土地改良区さん、漁協さんの方とも話して参りたいと思います。

**議長：** 休憩取らせて頂きます。(13:17)

**議長：** それでは休憩前に復し質疑を再開致します。(13:32)

**産業振興課長：** 先程申し上げました1点と、それからこれから申し上げる点を含めて追加させていただきます。

まず、先程の答弁の中で規則等の制定ということで、予算議決後という不適切な発言になりましたけども、それを撤回させていただきます。よろしくお願い致します。

それともう一つ、先程来事業主体につきまして、私の方で舟形町土地改良区さんということでもありますけども、今回土地改良区さんの施設は使うんでありますけども、それを養殖する養魚するということで、小国川漁協さんが深く関わって参ります。ですから、事業主体は今ご指導頂きましたように小国川漁協さんの方が事業主体ということで、進めて参りたいと考えております。尚、そのための補助金規定でございますが、先程来申し上げましたように、舟形町産業振興事業の中で水産業の振興として、小国川漁協さんに対する助成の項目がございます。その中で、町長が定める額ということがございますので、この条項に当てはめまして、そして先程来申し上げましたような振興策として進めて参りたいということで、よろしくお

願ひ致します。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって第6款農業水産費から第13款予備費についての質疑を終結致します。これをもって議案第30号の質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第30号を採決します。議案第30号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願ひします。挙手多数です。よって議案第30号は原案の通り可決されました。

#### 日程第4

**議長：** 日程第4 議案第31号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。朗読説明願ひします。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第31号を採決します。議案第31号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願ひします。挙手多数。よって議案第31号は原案の通り可決されました。

#### 日程第5

**議長：** 日程第5 議案第32号 舟形町立学校設置条例の設定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**教育次長：** 議案書13頁お開き下さい。議案第32号 舟形町立学校設置条例の設定について。舟形町立学校設置条例を次のように制定する。平成23年6月7日提出 舟形町長。

提案理由 平成25年4月に町内4小学校を統合するため、条例の全部を改正する必要があるため提案するものである。条文短いので朗読して説明に代えさせて頂きます。舟形町立学校設置条例。舟形町立学校設置条例(昭和46年6月条例第16号)の全部を改正する。(設置)第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による小学校及び中学校を設置する。(名称及び位置)第2条 前条に定める小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。(1)小学校 舟形町立舟形小学校、舟形町舟形4560番地。(2)中学校 舟形町立舟形中学校、舟形町舟形555番地4。附則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。以上です。

**議長：** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第32号を採決します。議案第32号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願ひします。挙手多数です。よって議案第32号は原案の通り可決されました。

#### 日程第6

**議長：** 日程第6 議案第33号 舟形町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長：** それでは説明申し上げます。舟形町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成23年6月7日提出 舟形町長。提案理由でありますけれども、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が施行され、地方公務員災害補償法について特例が定められたことに伴い、関係条例を整備するものであります。

新旧対照表の方ご覧になって頂きたいと思ひます。1頁の方でありますけれども、右側の新でありますけれども、ここに附則第6条として新たにこの条項が追加となります。読ませて頂きます。附則(死亡に係る給付の支給に関する規定の特例)第6条 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が3月間分からない場合又はその者の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の死亡に係る給付の支給に関する規定の適

用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

議案書の14頁に戻って頂きたいと思います。この条文は全く同じでありますので、省略させて頂きたいと思います。附則としまして、この条例は、交付の日から施行する。以上であります。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第33号を採決します。議案第33号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第33号は原案の通り可決されました。

## 日程第7

**議長：** 日程第7 議案第34号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**まちづくり課長：** 議案書の15頁になります。舟形町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成23年6月7日提出 舟形町長。

まず、17頁の方の提案理由でございますけれども、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する条例が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、町税条例の一部改正が必要であり、提案するものであります。

15頁の方に戻って頂きまして、舟形町税条例（昭和47年9月条例第11号）の一部を次のように改正する。附則第18条の次に次の3条を加える。条文がちょっと分かりづらくなっておりますので、この3条の要旨について説明をさせて頂きます。まず、今回本年3月11日に発生しました東日本大震災による地方税法の一部改正により町の税条例に附則として19条から21条まで3条を加えるものであります。まず19条につきましては東日本大震災に係る雑損控除額等の特例になりますけれども、ここの第1項につきましては東日本大震災により損失分について納税義務者の選択により、本来であれば23年3月11日に発生しておりますので22年分の所得からは控除できないのでありますけれども、この附則により平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できるという規定であります。また、この場合当然の事でございますけれども、24年度以後の申告者の当該特例損失金額は、平成22年分の損失となりますので、23年分に損失はないものとするという規定になってございます。

第2項につきましては、その第1項の規定を受けた納税義務者が平成22年度分で特例損失控除を行った控除額その他24年度以後の年度分に特例損失が発生した場合、この条例の適用については平成23年度ではなく当該特例損失金額が生じた年とするという規定でございます。

第3項につきましては、第1項の規定を受けた特例損失控除額の中に生計を一にする38万円の所得税の基礎控除額の以下の親族がある場合、東日本大震災による特例損失金額がその方にあるという場合については、平成22年の総所得金額から雑損控除として、その方の控除もすることができるという規定になります。第1項同様、これにつきましては平成22年分の損失となりますので、23年分に損失はないものとするとなります。

第4項につきましては、この2項と同様の内容ございまして、生計を一にする38万円の所得税の基礎控除額以下の親族が有する東日本大震災による特例損失控除を行った控除額その他、24年以後の年度分に特例損失が発生した場合、この条例の適用については平成23年度ではなく当該特例損失金額が生じた年とするという規定ございまして、内容は2項と同じであります。

第5項につきましては、23年度分として第1及び第3項の適用を受ける場合、23年度分の申告書を3月15日までに提出する場合に適用するとなっております。また、提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時、つまり今月6月15日までにその適用受けた旨の申告書による提出することによって雑損控除等の特例を受けることができるという規定になります。

次の第20条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例となりますけれども、20条は住宅借入金等有する場合の特別控除額の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができることとするということでございます。これにつきましては、建物が無くなってもローン控除の借金が残る訳ですので、それらについて引き続き控除を受けられるということござ

います。

第21条につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けるとする者がすべき申告等になります。

第1項では、住宅用地については地方税法第349条3の2の規定によりまして、固定資産税の課税標準額が3分の1とか、6分の1に軽減されますけども、被災を受けた住宅用地において、各年度の賦課期日4月1日現在について住宅用地として使用することができない場合でも、町長が認めた場合に限り、平成24年度から平成33年度までの10年間、住宅用地としてみなすという規定であります。建物が無くても軽減をするということでございます。この場合、1号から4号までの事項を記載した申告書を町長に提出する必要があります。

第2項につきましては、この適用を受けた場合、平成24年度から平成33年度まで各年度の固定資産税について、住宅用地の申告はしなくてもいいという要しないという規定になります。

第3項につきましては、被災を受けた住宅用地の共用持ち分がある納税義務者についても、1号から5号までの事項を記載した申告書を町長に提出した場合、第1項同様平成24年度から平成33年までの10年間住宅用地としてみなす軽減を受けられるという規定でございます。

第4項につきましては、特定被災共用土地とみなされた仮換地等に係る固定資産税額の按分の申し出について、第3項の読替規定となっております。以上が、この3条の附則の条文の要旨になります。

ちなみに、今回の大震災で町の方でこれらの適用を受ける者については把握をしております。けれども、今後も申告書の提出があれば適用するということになります。

17頁の附則であります。この条例は、交付の日から施行し、改正後の町税条例の規定は平成23年4月27日から適用する。ただし、附則に3条を加える改正規定（附則第20条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。以上であります。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから議案第34号を採決します。議案第34号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第34号は原案の通り可決されました。

## 日程第8

**議長：** 日程第8 議案第35号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**まちづくり課長：** 議案書の18頁になります。舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成23年6月7日提出 舟形町長。

舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。舟形町国民健康保険税条例（平成12年3月条例第40号）の一部を次のように改正する。提案理由でございますけれども、下の方になります。今年度に於いて、中間所得者層の税負担の軽減を図るために国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたところではありますが、引き続き景気の悪化により所得の増が見込めない状況であり、更には医療費支出の会計に占める負担割合が大きく、国保財政が逼迫しており税率の改正を提案するものであります。

新旧対照表の7頁をお開き下さい。7頁の第4条、左の旧の方になりますけれども、第4条は国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定でございますけれども、この条文の「100分の5.8」を「100分の7.4」に改めるものであります。

第6条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の規定でございますが、「21,000円」の現行の額を「24,500円」に改めるものであります。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金と課税額の所得割の規定でございますが、「100分の2.0」の規定を「100分の2.2」に改めるものであります。第7条の2の条文につきましては、国民健康保険の被保険者の後期高齢者、同じやつの税額の資産割額になります。「100分の8.0」を「100分の8.5」に改めるものであります。第7条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金と課税額の被保険者均等割額になります。「6,800円」を「7,200円」に改めるものであります。

8頁に入ります。第8条は介護納付金課税被保険者に係る所得割額であります。「100分の1.3」を

「100分の1.8」に改めるものであります。

第9条が介護納付金課税被保険者に係る資産割額になります。「100分の6」を「100分の8.4」に改めるものであります。

第9条の2介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の規定になります。「8,800円」を「9,200円」に改めるものであります。

議案書の18頁にお戻り頂きまして、附則（施行期日）第1条 この条例は、交付の日から施行する。（適用区分）第2条 改正後の舟形町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上であります。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから議案第35号を採決します。議案第35号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第35号は原案の通り可決されました。

### 日程第9

**議長：** 日程第9 議案第36号 舟形町監査委員の選任を議題とします。朗読説明をお願いします。

**町長：** それでは議案第36号 舟形町監査委員の選任について。次の者を舟形町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求める。平成23年6月7日提出 舟形町長。

提案理由であります。今現在監査委員、佐藤幸男さんであります。平成15年8月11日から今就任しております。現在2期目に当たる訳であります。佐藤さんは皆さんもご案内の通りに、今舟形町の行財政全般或いはまた財務管理全般にわたりまして、監査機能の充実というもの、或いは改革などに今情熱を持って今当たっておる訳であります。そしてまた、ご尽力頂いてますけども、実は本年の任期満了日が7月10日になっております。この任期満了に伴いまして、この度家事都合によりまして、退職、退任したいという申し出が実はありまして、私の方でも何とか継続とありましたが、退任の決意は堅いようあります。従いまして、この度佐藤さんの後任に上記の氏名 林恭司。住所 舟形町堀内339番地1。生年月日が昭和24年3月6日62歳であります。林さんは皆さんもご承知のとおり昭和42年に新庄工業高校を卒業されまして、昭和43年から山形県職員として任用されております。以来、県職員として酒田港湾の管理事務所或いは新庄建設事務所、村山建設事務所、庄内支庁、最上総合支庁、それぞれの部署に通算43年勤務されまして、本年3月に退任された方です。林さんは何と言っても県職員の43年で培って参りました行政事務というもの、合わせまして主に技術系という職務で取得されたという管理事務というものもある訳であります。そういう行政事務なり或いは技術系の管理事務という両面の任務というものを全うして来た方です。それだけに監査委員の主たる職務であります財務管理という職務あります。これは一つに予算事務という管理、それから2つ目に会計事務というもの、3つ目に契約事務、4つ目に財産管理事務、この4つが財務管理の規定になっております。従いまして、4つの事務というものに林さんも精通された方であろうと認識を致しております。林さんは現在洲崎町内会の事務局として現職時代からですけども、10数年間に亘りまして、洲崎町内会の地域づくりの企画立案なり或いは実践活動というものに奔走されて来た方でありまして、地域の皆さんの信望というものの非常に厚い方でありまして、人格的にも姿勢温厚、精励恪勤そしてまた高潔な方でありまして、監査委員に最適任であろうと思ひまして、林さんを監査委員に選任するため、ご提案申し上げますので、よろしくご同意をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**8番：** 私はこの人事案件に反対するものではありませんけれども、議会始まる3日前に議案書を見て初めてこの人が町の監査委員やってくれるのは大変ありがたい事だと私なりに思いました。しかしながら、今プライバシーの問題やら個人情報の問題いろんな問題があるかと思ひますけれども、もう少し早く我々議会議員に然るべき説明があってもいいのではないのかなと私なりに考えます。この議場でスムーズに推薦できるような環境整備等、今後共町長なり町の執行部で考えて頂きたいと思ひます。そして私は個人的に賛成を致します。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

これをもって質疑を終結致します。討論を省略しこれより採決を行います。お諮りします。議案第36号を原案の通り可決する事にご異議ございませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって議案第36号は原案の通り可決致しました。

#### 日程第10

議長： 日程第10 発議第6号 舟形町議会まち活性化特別委員会の設置に関する決議について議題とします。提案者朗読説明をお願いします。

8番： 議案提出書。平成23年6月9日舟形町議会議長 信夫正雄様。提出者 舟形町議会議員 叶内富夫、賛成者 舟形町議会議員 加藤憲彦、賛成者 同上 野尻益夫、賛成者 同上 大場清之。発議第6号の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出を致します。

舟形町議会まち活性化特別委員会の設置について (案)。次のとおり、舟形町議会まち活性化特別委員会を設置するものとする。記 1. 名称 舟形町議会まち活性化特別委員会。2. 設置の根拠 地方自治法第110条並びに委員会条例第5条及び会議規則第69条による設置とする。3. 目的 当議会において、舟形町の活性化を図るために議会改革を含め課題を調査し、町に提言していくことを目的とする。4. 委員の定数 議長を除く9名の議員。5. 期間 平成23年6月9日～平成25年3月31日。提案理由を申し上げます。人口減少と少子高齢化が進む中、舟形町の活性化を図るために議会改革を含め課題を調査し、町に提言していくため提案するものである。

議長： 只今朗読した通り舟形町議会まち活性化特別委員会の設置に関する決議についてご質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。よって発議第6号を採決します。お諮りします。発議第6号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第6号 舟形町議会まち活性化特別委員会の設置に関する決議については原案通り可決致しました。この際、舟形町議会まち活性化特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、まち活性化特別委員会を招集します。

暫時休憩します。(14:08) 2時30分まで休憩したいと思います。

議長： それでは休憩前に復し会議を再開致します。(14:31)

先程、舟形町議会まち活性化特別委員会の互選がありましたけども、私の方に報告がありましたので私の方で朗読して、皆さん方のご承認を頂きたいと思います。

委員長に八鍬太議員、副委員長に叶内富夫議員、幹事に総務振興常任委員長の野尻益夫議員、同じく幹事に文教民生常任委員長の 大場清之君という報告を受けております。以上報告申し上げます。

ここで文書の配布のため暫時休憩させて頂きます。この場で休憩致します。(14:32)

議長： お諮りします。舟形町議会まち活性化特別委員会の閉会中の継続調査の申し出が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

#### 追加日程第1

議長： 追加日程第1 舟形町議会まち活性化特別委員会の閉会中の継続調査の申し出を議題と致します。舟形町議会まち活性化特別委員長より説明を求めます。

まち活性化特別委員長： 平成23年6月9日 舟形町議会議長 信夫正雄様。舟形町議会まち活性化特別委員会委員長 八鍬太。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、舟形町議会会議規則第74条の規定により申し出します。記 1. 調査事項 舟形町の活性化に関し、特に調査を必要とするもの。2. 調査方法 (1) 委員全員により調査研修を実施する。(2) 閉会中に委員会を開催し、慎重に課題検討を展開し、必要に応じて他町村の状況を視察研修する。3. 期間 平成23年6月9日～平成25年3月31日。以上です。

議長： 只今朗読した通り、閉会中の継続調査についてご質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。よって舟形町議会まち活性化特別委員会の閉会中の継続調査を採決します。お諮りします。閉会中の継続調査を委員長申し出の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。賛成多数です。従って舟形町議会まち活性化特別委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査とする事に決定しました。

#### 日程第11

**議長：** 日程第11 議員の派遣を議題とします。事務局朗読。

**事務局：** 議員の派遣の件。平成23年6月9日 次のとおり議員を派遣する。1. 第51回舟形町消防団ポンプ操法大会。(1)目的 操法大会出席要請のため。(2)派遣場所 舟形町あゆパーク舟形。(3)期間 平成23年6月26日。(4)派遣議員 佐藤勇議員、斎藤好彦議員、佐藤広幸議員、大場清之議員、野尻益夫議員、八鍬太議員。2. 平成23年度成人式。(1)目的 式典出席要請のため。(2)派遣場所 舟形中学校。(3)期間 平成23年8月14日。(4)派遣議員 議員全員。3. 舟形町青少年育成町民会議総会。(1)目的 総会出席要請のため。(2)派遣場所 舟形町中央公民館。(3)期間 平成23年8月31日。(4)派遣議員 文教民生常任委員。以上です。

**議長：** 只今朗読した通り議員の派遣について質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。よって議員の派遣について採決します。お諮りします。議員の派遣について原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議員の派遣については原案の通り可決致しました。

**議長：** これで本日の日程は全部終了しました。奥山町長よりお礼の言葉がございます。

**町長：** それでは一言御礼申し上げます。6月定例議会、6月7日から今日まで3日間の日程で報告案件が2件、議事案件が7件、合計9件の案件につきまして満場一致ご決議賜りまして、まづもって御礼申し上げます。特に、議案案件で舟形町立学校設置条例の設定につきましては、今少子高齢化という時代の背景というものある訳であります。何と云っても町民の皆さん、或いは議会議員の皆さんがにこれからの将来の舟形町の教育環境の整備、或いは舟形町の子育て支援というものを見据えてご意見、ご提言というものをこれまで頂いてきた経過、或いは経緯というものを踏まえながら、今日の議会で議決を賜った訳でありまして、改めて議員各位にそして主体的に話し合いを進めて参りました教育委員会の皆さんに感謝申し上げます。

さて、第6次舟形町総合発展計画はいよいよ本格的に2年目に入る訳であります。先程の統合小学校への環境整備というものをはじめ、新たな地域防災対策、或いは定住促進、雇用の創出など般も色々意見頂いた訳であります。そういう課題というものは山積しておりますが、何と云っても今時代というものの変化が非常に激しい中でこそ、新たな発想というものの、或いは創意工夫というものが求められる今日でもあろうと思っております。議員の皆さんはじめ、町民の皆さんのご意見、要望、提言を的確に捉え、しかも緩急性を選択しながら全職員一丸となって、最善の努力をして具現化に取り組んで参りたいと思っております。

ここに来て、東日本大震災の復興支援する復興財源の有りが今議論されております。今後、地方財政からも復興費に捻出される動きがあります。従いまして、震災で景気の先行き不透明の中で尚一層の行財政運営の基本原則を遵守していかなければならないだろうと思っております。従いまして、平成22年度の会計出納が5月で閉鎖された訳であります。一般会計で歳入、歳出合わせまして約1億6,800万円程の繰越金が確定したようであります。従いまして、その半分以上の金額約8,400万円以上の金額については9月の補正で積立金措置したいと思っておりますので、引き続き財源財政の堅持に取り組んで参りたいと思っております。

尚、3日間に亘り、一般質問なり或いは議案審議に当たって議員各位から賜りました建設的な意見、或いは提言につきましては課長等会議で精査、協議して財源、緩急性というものを重視しながら執行して参りたいと思っております。

また、先程は舟形町の活性化を図るために舟形町議会まち活性化特別委員会というものが設置された訳であります。今後共議員の皆さんにはご意見、ご提言、お力添えを賜りますように心からお願い申し上げます。

げまして、御礼を込めながらご挨拶と致します。3日間大変ありがとうございました。

**議長：** 大変失礼致しました。それでは改めて申し上げます。これで本日の日程は全部終了致しました。これをもって平成23年第2回舟形町議会定例会を閉会致します。(14:43)

慎重審議ご苦労様でした。どうもありがとうございました。